

# 平成 2 2 年度 業務実績報告書

平成 2 3 年 6 月

公立大学法人岐阜県立看護大学

## 法人の概要

### 1 法人の現況

#### (1) 法人名

公立大学法人岐阜県立看護大学

#### (2) 所在地

岐阜県羽島市江吉良町3047番地1

#### (3) 設立年月日

平成22年4月1日

#### (4) 役員の状況

理事長 小西 美智子

理事 黒江 ゆり子

理事 北山 三津子

理事 佐藤 昭三

理事（非常勤）岡安 賢二

監事 浅井 直美

監事 安達 和平

#### (5) 組織図

別紙のとおり

#### (6) 職員数（平成22年5月1日現在の教員・事務職員数）

教員 55名（学長含む。） 事務職員 27名

### 2 法人の基本的な目標

#### (1) 中期目標の前文

岐阜県立看護大学は、岐阜県民の保健・医療・福祉のニーズに対応するためには看護サービスの質の向上が急務であるとして、平成12年に開設され、看護の基礎を修得した人材の供給、大学院教育による看護実践指導者の育成、現職看護職者の生涯学習支援のための道を拓いてきた。

公立大学法人岐阜県立看護大学は、これまでの実績をさらに発展させ、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる看護学の研究と有為な人材の育成を図るため、学問の自由を基礎に据えた看護学の高等教育機関として大学を設置し、管理することを目的とする。

前記の目的を達成するため、看護職としての責任を遂行できる人材を育成するとともに、県内の現職看護職者に対しては、大学院教育を中核とした看護学にかかる生涯学習を推進するほか、専門性を高めるための学習の機会を積極的に提供し、その資質の向上に努める。

#### (2) その他法人の特徴として記載すべき事項

本学では、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者を育成することを追求している。看護学は、保健師・助産師・看護師等の看護職者が行なう業務や諸活動に科学的根拠と理論的体系を与える学問であるが、特に、これらの看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点をおき、人材育成を主眼としている。

近年、ケアに関する人々の要望は多様化・複雑化している。これらに対応するためには、単に技術や知識を身につけるだけではなく、豊かな人間性と確実な技術力と倫理的判断力が求められている。これらができる人づくりが、看護学部看護学科と大学院看護学研究科のめざすところである。

本学の研究活動では、県立大学の特色を踏まえて、岐阜県下の看護職とともに、現地に赴いて共同研究を推進し、看護実践の改善・充実に努めている。看護実践の質を高める活動の輪を広げながら、本学卒業者を含め、看護の実務に就いている職業人の生涯学習の拠点としての役割を担う。岐阜県下の看護サービスの向上から出発した研究・教育活動を通して、国内はもとより、世界のどの地でも通用する看護学の普遍的知見を創出し、実践性・応用性に富む学術の発展を図ろうとしている。

### 3 設置する大学の概要

#### (1) 名称

岐阜県立看護大学

#### (2) 教育理念・目標

##### ア 教育理念

看護学は、保健師、助産師、看護師等、看護職の仕事の専門性を支える学問である。本学は、どのようにしたら人々に質の高い看護サービスが提供できるかを追求する。そのために看護学の立場から責任を持って問題解決に取り組める人材を育成することを目指している。

学士課程では、看護学領域の専門の基礎を教授する。これからの看護専門職には、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力や、多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力、さらには保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働し、各メンバーの役割機能を調整し指導性を発揮できる能力が求められる。学士課程の段階では、その基盤となる総合的な学力と人間性の涵養を重視する。

また、本学は、県内の保健・医療・福祉の諸問題に対しては、県立の高等教育機関として研究活動に基づく理論的な裏付けを持って創造的な解決策を提言し、改革の原動力となる人材の育成と供給を行う。そのために、地域の生活文化や人々のライフスタイルに即応したヘルスケアのあり方を追求し、看護実践にかかる研究活動を活発に行う。したがって、看護学科の教育では、これらの研究活動を反映し、実践性・応用性に富んだ教育素材を用いた学修が組まれている。看護学は、生涯を通してその専門性を深めるべき学問領域であるので、看護学科では、これらの特色ある教育を通して、その入り口を確実に導く。

##### イ 教育目標

本学で育成しようとする看護職の姿は、看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本と技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇した困難や諸問題の解決について、深い責任を感じ、常に創造的に問題解決行動をとって活躍できる人である。

そのため、次の能力の育成を目指す。

- ・看護実践に必要な基本的技術と知識を持つジェネラリストとしての能力
- ・生活者としての人間に対する深い理解と総合的判断力
- ・看護の対象となる人とその家族、地域住民等の本来持っている問題解決能力を支え、健康問題の解決に貢献する能力
- ・保健・医療・福祉等の関係者並びに地域を構成する人など、ケアにかかわる人々と協働活動ができる能力

・看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を高め、看護実践の改革に貢献できる基礎的能力

#### (3) 沿革

平成12年4月 岐阜県立看護大学開学

平成16年4月 看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設

平成18年4月 看護学研究科看護学専攻（博士課程）開設

平成22年4月 地方独立行政法人法に基づき公立大学法人へ移行

#### (4) 学生の状況（平成22年5月1日現在の学部学生・大学院学生数）

看護学部 322名

看護学研究科 43名

#### (5) その他

平成20年4月に看護学研究科専門看護師コース（慢性看護、小児看護、がん看護）を開講した。

## 全体的な状況

### 1 大学の教育研究等の質の向上の状況

岐阜県立看護大学は平成22年4月に公立大学法人となったが、大学の教育理念や教育目標は2000年(平成12年)の創設時を継承して、看護学部看護学科教育及び看護学研究科教育を発展させている。平成20年度に看護師教育指定規則が一部改正され、「看護学統合演習」が追加されたことを受けて、平成24年度の4年生に開講するためその授業・目的・内容及び方法について、本学の卒業時到達目標及び卒業研究との関連性を含めて、教授会、教員会議、FD研修会で検討し、教員間で合意ができ、適切に実施できる体制を図った。教養科目及び専門関連科目の授業については学外の専門家に非常勤講師を依頼しているため、本学の教育内容及び目的及び学生の特性及び履修状況が理解できるように、非常勤講師担当のすべての科目に専任教員を2名配置し、非常勤講師の交代に伴う教育の継続の保証、学生の学修支援を行い、履修が順調に推進されている。日常的に授業・演習・実習の見直しは教育の質を保証するうえで重要であることから、科目ごとに教員授業評価、学生授業評価、実習施設指導者に実習評価を行い、それを基に教員は次年度の教育改善計画を検討し、学生の特徴を踏まえながら看護学教育の展開を行い質向上を図った。

大学院教育については、広い視野と専門性を高めるために修士課程1年次の特別研究指導においては、2領域の学生及び指導教員が行う集団指導体制の協働授業を実施し、1年次末には研究計画について倫理審査を受け、3年次には修士論文中間報告会を開催し、学生のそれぞれの看護実践の改革改善を意図した研究活動を進められるように指導している。また修了時に、学生、職場上司、同僚が記述した評価を基に、研究科委員会教授及び准教授と合同の研修会を行い、ファカルティデベロップメント及び研究指導の改善改革に反映させている。岐阜県立看護大学学位規程に基づいて学位論文審査規程を検討し、学生の学位修得計画を推進するために大学院便覧への掲載、最終試験方法及び審査基準の申し合わせ事項を作成し、修士論文及び博士論文の質の向上と共に公正性厳格性を保持した。また博士課程研究指導ができる教員の資格基準を明確化し、指導教員の研究教育指導能力を担保した。博士後期課程の学生はすべて本学の教員であり、その博士論文は査読のある紀要・学会誌等に公表することを義務付けていることから、投稿過程においてこれら学生の研究能力は育成されていると考える。

開学以来継続している岐阜県看護職との共同研究は推進され24件の課題について教員は意欲的に取り組み、共同研究報告書を作成し看護実践研究の推進に貢献した。その成果として紀要、学会誌及び学術集会に研究成果として報告し公表することが今後の課題である。共同研究を研究報告として発展させるための改善方法について研修会を開催し、研究的質の向上について討議し方法論の学修を行った。また教員個々の研究能力を向上するために、科研費補助金を申請する研究計画についてグループワークを行い、研究課題に関する文献レビュー、研究計画に関する科学的根拠、研究方法の論理的妥当性及び倫

理的配慮について学修し、研究活動の活発化を平成21年度から推進している。その成果として、科研費申請件数の半数は採択されて、平成22年度分は全体で12名(22%)の教員が研究代表者として研究活動を行った。

### 2 業務運営の改善及び効率化の状況

大学の法人化の意義は、県の一機関から独立し、大学特有の性質や機能を十分発揮させるため県の画一化した規則や手段から離れ独自の運営を行うことにある。業務運営は大学設置の理念を追求し、その目的を達成するための重要な柱となる。そしてその目的達成のためにその特性を十分発揮させることが必要である。そのために、法人移行の初期であるこの時期に基盤を固めることに取り組まなければならない。

大学が独立した組織として全学が一体となってその目的に邁進していくための体制作りがまず必要である。そのためにまず法人としての業務運営については理事会を中心とした体制を構築し、教育研究審議会及び経営審議会において外部有識者の意見をいただきながら進める仕組みを作ることができた。

また、法人組織と大学組織との役割を分担し、互いが連携しながら進めることを目指した体制作りを行っている。法人組織において各種の対策会議を設け、法人と大学の連携を強化するために、連携協力委員として教員が加わり情報の共有、業務の一体化を図った。

人事においては、教員について裁量労働制を導入し教育と研究が計画的に実施できる体制がとれる労働環境に配慮するとともに、任期付雇用制度を設け育児休暇や欠員等による教育の質の低下防止に努めた。事務職員については専門性を持った職員を育成するため、プロパー化計画を策定し、平成24年度から順次新規採用していくこととした。これまでの事務職員は県職員の異動として配置されたものであり、年数も短く業務も専門性を発揮できぬ期間で交替していたため専門性を持った事務職員の育成は公立大学の共通課題であった。限られた人数で大学の教育研究活動を支え、かつ学生へのサービスにも努めるためには業務の質の向上は必然である。今後はプロパー化により時間をかけて研修を行うことが可能となり研修計画等により高い専門性を持った事務職員の育成を行っていく。

また、運営のための諸制度についても業務に合わせた見直しを常時行い効率化、簡素化を図り、改革意識の高揚に繋げていく。

大学が独立組織として自立することは同時に問題解決能力も伴う。大学では、学生と教員の特殊な構成員からなる大学特有の問題から一般社会と同様の問題に至るまで抱えることとなる。健康面での感染症対策、生活面での安全対策や情報セキュリティ対策などいくつかの危機管理上の対策が求められるところであり、大学のリスクマネジメントとして速やかに対応していく必要がある。

法人移行後は、危機管理対策会議や健康・安全管理特別会議を設け問題が発生した場合や予防のための対応を行った。これまでも感染症の発生時には速やかに管理体制を確認し、組織を上げて取り組んだところである。また、学生の防犯・防災、個人情報の扱いなど常に研修会や説明会により意識を高め、地元の警察署や教育委員会など地域の関係者との連携も図った。

### 3 財務内容の改善の状況

公立大学は、地方公共団体の政策目的に基づき設置され、いずれも能力により誰もが等しく受験できるよう、学生に重い財政負担とならないよう制度設計されている。そのため、大学全体の経費に占める地方公共団体の負担割合は大きい。

国の地方交付税により措置されているものの、県においては限りある財源からの負担であり、必要最小限を求められ、さらに法人移行後は国立大学にならぬ、毎年一定率の削減が行われることとなった。

このため、運営のための財源は、多くの部分を県の交付金に頼らざるを得ない現状ではあるものの、大学独自の財源の獲得と経費の効率化に向けた努力が一層必要となっている。その際、学生への安易な負担の転嫁は公立大学の使命を損なうことから、容易に自己財源の柱である学生の授業料、入学金に求めることなく、まず外部資金の獲得や経費の節減を進めた。

大学にとって身近な外部資金としては科学研究費補助金があり、本学では法人化後教員への当該補助金申請への働きかけと教員のFDによる組織的な研修による採択率向上のための取組を行った。その結果、採択率が大きく上昇した。その他、本来の目的に支障のない範囲での施設の使用料の徴収も自己財源確保の方法として位置づけている。これまで無償での利用から有償へと転換し、平成23年度から実施することとした。今後も外部資金の獲得については積極的に行うこととする。なお、それと合わせて、教育研究のサービス低下に繋がることのないよう、最小限の受益者への負担についても検討をしていく。

本学は看護の単科大学ということから、外部資金を始めとする自己収入の確保にも限度がある。そのため、他方で職員のコスト意識の定着を図り、日常的な経費の削減を行うことも重要と考える。日常的な経費について、教育研究環境の低下に直結しない範囲での経費節減や複数年契約やインターネット購入など法人化を活かした柔軟な対応により経費節減に取り組んだ。

資金運用については、毎年度の剰余金や未執行の歳計現金の運用は安全かつ有利な方法により運用することとする。これについては、2年目以降において、前年度の執行状況に鑑み実施していくこととしている。

### 4 自己点検・評価及び情報提供の状況

大学の運営のみならず教育研究においても、大学がその目的・理念から外れることなく、また、よりよい方向に向けた改革に取り組むため、毎年度自ら自己点検評価を行い、次の改善に繋げていくことが

必要と考える。

本学では、従来から教育研究及び運営について毎年自己点検評価を行い改善に努め、次年度の活動計画を作成するとともに、その内容を公表している。また、認証評価機関による外部評価も定期的に受け、平成22年度においては2回目の評価を受け、前回と同様、大学基準に適合している旨評価された。

今後とも引き続き自己点検評価を実施し、合わせて外部機関による評価を受けることで一層の大学改革を行っていく。

大学情報の外部への提供については、平成23年4月から施行された学校教育法施行規則において大学情報を公表しなければならないことが定められた。本学においては従来からホームページや各種刊行物により情報提供を図り広く学外に向けて発信をしてきたところであるが、今回の規則改正の趣旨に則り、今後とも大学の使命として行っていく。これについては、全国の公立大学で構成する公立大学協会において、情報内容のガイドラインが示されたこともあり本学においてもホームページを中心にこれに沿って平成23年4月から対応した。

### 5 その他業務運営に関する重要事項の状況

施設・設備については、重要な教育研究環境の一つと考える。最近の学生の大学選択の一つとしても上げられている。毎年実施している本学の受験生アンケートにおいて「施設設備の充実」は受験理由として常に上位1位もしくは2位を占めている。施設設備は単なるハードではなく本学の高い受験倍率にも影響を及ぼしている。

本学が開学して以来10年が経過し、施設・設備の傷みが生じ始めていることから、全面的な点検と根本的な維持補修の必要が生じている。これまででは、部分的な箇所であり、それについてはその都度修繕を行ってきたが、今後は建物の経年の老朽化に伴う亀裂や雨漏り対策、建物内への入退室の安全を担保している入退室システムの更新など維持管理の根本的な整備が必要となっている。

建物等の維持管理のため、大学独自では負担できない建物の修繕や管理システムの更新などについて中長期計画を作成し長期的な展望に立って県と協議を行っていく。

環境問題については、今回の東日本大震災を契機に高まっている省エネルギー対策についての取組を行う必要がある。本学においても平成23年度以降において環境に対する基本方針や省エネルギー計画を作成していく。

倫理については、教育研究に係る倫理への対応や、ハラスメント防止への対応など大学特有の課題については特に注意を払い、学内で風通しのよい風土を作り上げる必要がある。このため、倫理要領や方針などを定め学外の有識者を含めた倫理審査を行ったり、研修やリーフレット作成などにより恒常的なハラスメント防止のための啓発を行った。

項目別の状況（小項目別自己評価結果総括表）

大項目	中項目		小項目	通し 番号	自己 評価	検証 結果	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	(1) 業務運営体制の構築	ア 大学管理運営の強化	55	Ⅲ		
			イ 業務実施体制の確立	56	Ⅲ		
			ウ 法人・大学運営の迅速な意思決定	57	Ⅲ		
		(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築		58	Ⅲ		
		(3) 外部意見の反映	ア 学外有識者・専門家の役員、審議会委員への登用	59	Ⅲ		
			イ 県内看護職者の意見等の把握・活用	60	Ⅲ		
		(4) 業務運営の適正化	ア 内部監査制度の構築	61	Ⅲ		
	イ 内部監査従事職員の専門性の向上		62	Ⅲ			
	2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	(1) 人材の確保	ア 教員	(イ) 裁量労働制等働きやすい環境整備	63	Ⅲ	
				(イ) 任期付き雇用制度の創設	64	Ⅲ	
		イ 事務職員	(イ) 事務職員人事適正化計画の作成	65	Ⅲ		
			(イ) 法人採用職員に適切に繋げていく運営の基盤づくり	66	Ⅱ		
		(2) 評価制度の構築		67	Ⅲ		
	3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置	(1) 実施体制の充実	ア より効果的な体制づくり	68	Ⅱ		
			イ 法人事務局体制の確立	69			
		(2) 事務職員の育成		70	Ⅱ		
		(3) 事務の効率化	ア 大学の特性に適合した会計制度の構築	71	Ⅲ		
			イ 事務処理マニュアルの整備・業務フローの見直し	72	Ⅲ		
		4 危機管理に関する目標を達成するための措置	(1) リスクマネジメントの基本方針と体制の確立	ア リスクマネジメントに係る基本方針の作成	73	Ⅲ	
	イ 安全管理の課題把握、予防対策の推進等			74	Ⅲ		
(2) 安全環境の確保と指導	ア 日常の安全環境の確保、防犯・防災等への対策		75	Ⅲ			
	イ 地域関係者との適切な連携体制の確立		76	Ⅲ			
(3) 健康危機管理と対策	ア 各種感染症の予防指導の推進		77	Ⅲ			
	イ 健康危機管理の組織的取組ができる体制の整備		78	Ⅲ			
(4) 情報セキュリティポリシーの確立			79	Ⅱ			
第3 財務内容の改善に関する目標を達	1 自己収入の確保に関する		(1) 外部資金の獲得		80	Ⅲ	

成すためにとるべき措置	目標を達成するための措置	(2) その他自己収入の確保	ア 学外者への施設等の有料開放	81	IV	
			イ 受益者負担の原則に基づく利用者負担の検討	82	III	
	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	(1) 役員・職員の経営感覚・コスト意識の高揚	83	III		
		(2) 管理的経費の削減	84	III		
	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置		85	III		
第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置	(1) 自己点検・評価結果に基づく改善措置の計画	86	III		
		(2) 機関別認証評価の受審	87	III		
	2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	(1) 紀要等研究成果物のホームページでの公表	88	III		
		(2) 財務諸表等大学の運営状況のホームページでの公表	89	III		
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	(1) 図書館の蔵書充実	90	III		
		(2) 中長期的な施設整備計画の策定	91			
		(3) 施設、設備等の適切な維持管理・有効な活用	92	III		
	2 倫理に関する目標を達成するための措置	(1) 法人倫理綱領の策定・個人情報管理の徹底	93	III		
		(2) ハラスメント防止の啓発・相談窓口の充実	94	III		
		(3) 研究費等経費の不正使用の防止	95	III		
	3 環境の保護に関する目標を達成するための措置	(1) 環境に配慮した省エネルギー計画の作成	96	III		
(2) 環境の保護に関する基本方針の策定		97	III			

項目別の状況（小項目別自己評価結果個表）

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

中期 目 標	<p>(1) 人材の育成</p> <p>ア 看護学部看護学科の教育 ヒューマンケアの基本技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職として責任を持って取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を有する人材を育成する。</p> <p>イ 大学院看護学研究科の教育 保健・医療機関、福祉施設等の看護の現場における看護実践活動の改善・改革を指導する者として、県民が受ける看護サービスの現状を的確に把握し、その質の向上を図ることができる専門性の高い看護職者を養成する。</p> <p>(2) 学生の確保</p> <p>ア 適切な入学者選抜の実施 大学の教育理念にかなった学生を確保するため、適切な入学者選抜方法を追究し、導入する。</p> <p>イ 広報活動の充実 看護学を志向する者の拡大を図るため、戦略的かつ効果的な広報活動の推進を図る。</p> <p>(3) 学生支援</p> <p>ア 学修支援 学生の学修に関する相談・指導をきめ細やかに行うための体制の充実を図るとともに、図書の充実等の学修環境の整備を行う。 大学院看護学研究科の学生に対しては、社会人学生の置かれている立場に留意し、学修と就業が両立できるように支援する。</p> <p>イ 学生生活支援 学生の健康面や経済面など学生生活に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、学生生活が快適で豊かなものとなるよう大学施設・設備の充実を図る。</p> <p>ウ 就職支援 学生の進路や就職に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、看護師など各種資格取得に向けた適切な支援を行う。</p>
--------------	--

中期計画	通し 番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育		(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育		



<p>(7) 付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 生活者としての人間に対する深い理解と総合的な判断力をもち、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力</p> <p>b 保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働活動ができる能力</p> <p>c 多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力</p> <p>d 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め看護実践の改革に貢献できる基礎的能力</p> <p>e 主体的な自己を確立する能力と幅広い視野、複眼的な施行・判断力</p>	01	<p>(7) 卒業時到達目標を基準とした到達度評価と最終学年時の指導の実施方法を確立する。</p> <p>(イ) 学生及び教員による授業評価に基づく改善措置の実施体制を充実する。</p> <p>(エ) 教養科目については、非常勤講師との連携強化により、目的の共有により、充実を図る。</p>	<p>(7) 平成24年度から実施する「看護学統合演習」に向けて、教養教育を包含した卒業時の到達目標とその学修支援方法について、卒業研究との関連性をもって検討を行った。</p> <p>(イ) 授業科目別に当該年度の改善事項、次年度改善計画、他の科目との関連で充実・精選・効果的な方法について、授業担当教員及び領域で共同で検討して作成した。</p> <p>(エ) 教養科目及び専門関連科目の各学内担当教員は、本学看護学生の特性・特徴及び学生の学習修得状況を非常勤講師が把握して、授業が展開できるように、授業運営、事前学習のための資料作成、参考図書を選定などに協力し、学生の看護職者としての素養の育成に努めた。</p>							
<p>(イ) 学生のニーズ・特性に配慮し、専門科目を初年時から導入した教育課程を展開する。</p>	02	<p>(イ) アドミッションポリシー及び入学者の資質を確認し、一年次の看護学概論について、授業展開のあり方を見直す。</p>	<p>(イ) 1年次1 Semesterで行う4領域の看護学概論の中で行う看護学概論学外演習において、学生が理解できるように学修内容の展開方法の検討を行い実施した。</p>							
<p>(イ) 職業人としての主体的な自己を高めるため、4年間の学修において教養科目を充実する。</p>	03	<p>(エ) 教養科目については、非常勤講師との連携強化により、目的の共有により、充実を図る。(再掲)</p>	<p>(エ) 教養科目及び専門関連科目の各学内担当教員は、本学看護学生の特性・特徴及び学生の学習修得状況を非常勤講師が把握して、授業が展開できるように、授業運営、事前学習のための資料作成、参考図書を選定などに協力し、学生の看護職としての素養の育成に努めた。(再掲)</p>							
<p>(エ) 看護職としての生涯学習の基礎となるよう卒業研究を充実する。</p>	04	<p>(7) 卒業時到達目標を基準とした到達度評価と最終学年時の指導の実施方法を確立する。(再掲)</p>	<p>(7) 平成24年度から実施する「看護学統合演習」と卒業研究(12単位)による看護実践能力到達度を検討し、卒業時到達目標を達成できるように指導支援した。</p> <table border="1" data-bbox="1294 1254 1794 1414"> <thead> <tr> <th>指導時期</th> <th>指導方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卒業研究Ⅰ終了時(7月)</td> <td rowspan="3">4年次生全員に個別指導を実施</td> </tr> <tr> <td>卒業研究Ⅱ開始時(9、10月)</td> </tr> <tr> <td>卒業研究Ⅱ終了時(1月)</td> </tr> </tbody> </table>	指導時期	指導方法	卒業研究Ⅰ終了時(7月)	4年次生全員に個別指導を実施	卒業研究Ⅱ開始時(9、10月)	卒業研究Ⅱ終了時(1月)	
指導時期	指導方法									
卒業研究Ⅰ終了時(7月)	4年次生全員に個別指導を実施									
卒業研究Ⅱ開始時(9、10月)										
卒業研究Ⅱ終了時(1月)										

イ 大学院看護学研究科の教育				
<p>(ア) 博士前期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 看護の質の充実に向けた改革を実行する能力</p> <p>b 専門性の高い看護実践を遂行する能力</p> <p>c 多様な関係者の中で、ケアの充実に向けた調整・管理をする能力</p> <p>d 総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力</p> <p>e 各種の専門領域で人材育成を担う教育的能力</p>	05	<p>(ア) 博士前期課程の看護学特別研究指導方法の充実・向上を目指し、四領域での看護実践研究指導の実績を共有し、指導方法の多様性とその意義を確認するファカルティ・ディベロップメントを行う。</p> <p>(イ) 基本科目・看護共通科目・専門科目について、学生及び教員による授業評価結果に基づく改善措置が次期に可能な恒常的体制を充実させる。</p> <p>(ウ) 修了生、職場同僚、職場上司の三者による評価を引き続き実施し、その結果に基づく研究科内の意見交換を行い、改善策に反映させる。</p>	<p>(ア) 1年次における特別研究指導において、2領域協働授業を3回実施し、ファカルティ・ディベロップメント研修会を開催した。その結果4領域の研究指導方法の共通性と個別性、特長等について共有化ができ、指導方法の改善工夫に繋がった。</p> <p>(イ) 学生及び教員による授業評価結果に基づき、専門科目の開講時期の見直しを行った(がん看護援助論演習)。 [開講時期の変更] 2 Semester → 2~3 Semester</p> <p>(ウ) 修了者、職場同僚、職場上司の三者による評価から、学生が修士論文課題について所属機関で実践看護研究を進めていく際に、上司への研究進捗状況報告の指導を充実させた。</p>	
<p>(イ) 博士後期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解ができ、実践の改善・改革の研究を指導できる能力</p> <p>b 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>c 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>d 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育や大学院教育を実施できる能力</p>	06	<p>(イ) 博士後期課程については、学生及び教員による授業評価を行い、その結果に基づく改善措置の充実を図る。</p>	<p>(イ) 博士後期課程の教員及び学生に対して授業評価を実施し、専門科目の開講時期の見直しを行った(看護学教育論演習)。 [開講時期の変更] 1 Semester → 1~2 Semester (通年開講)</p>	
<p>(ウ) 看護実践の改革者育成という社会ニーズを考慮し、就業・学業の両立できる教育課程を充実させる。</p>	07	<p>(イ) 学生の教育背景・実務体験・職位や役割の違いを配慮した看護実践研究指導について、学士課程卒業者に対する指導方法を充実させる。</p>	<p>(イ) 学生の教育背景・実務体験・職位や役割を尊重し、学生ごとに看護実践活動から研究課題を導くことを重視した指導を行った。</p>	
<p>(エ) 専門看護師育成コースの充実を図る。</p>	08	<p>(エ) 専門看護師コースの看護実習等、専門科目の効果的展開方法を確立する。課題研究については、自</p>	<p>(エ) 看護学実習を自施設及び専門看護師のいる複数の他施設で行い、専門性の育成及び自施設での看護</p>	

		施設での当該専門看護師の活動基盤を樹立するための現場改革の研究とし、必要に応じ施設の看護管理責任者に働きかける。	<p>実践現場改善に向けた課題研究の推進を支援した。</p> <p>専門看護師コースの学生が所属する施設の看護部長、師長等と活用方法及び就学時の問題について意見交換し、次年度以降の履修体制の改善に繋がった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>意見交換者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜県総合医療センター</td> <td>看護部長以下7名 大学学長以下8名</td> </tr> <tr> <td>羽島市民病院</td> <td>看護部長以下3名 大学学長以下4名 卒業生 3名</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	意見交換者	岐阜県総合医療センター	看護部長以下7名 大学学長以下8名	羽島市民病院	看護部長以下3名 大学学長以下4名 卒業生 3名	
施設名	意見交換者									
岐阜県総合医療センター	看護部長以下7名 大学学長以下8名									
羽島市民病院	看護部長以下3名 大学学長以下4名 卒業生 3名									
(4) 学生・修了者及びこれらの者の所属する施設の関係者等の評価・意見等による改善・充実を図る。	09	(4) 修了生、職場同僚、職場上司の三者による評価を引き続き実施し、その結果に基づく研究科内の意見交換を行い、改善策に反映させる。(再掲)	(4) 修了者、職場同僚、職場上司の三者による評価から、学生が修士論文課題について所属機関で実践看護研究を進めていく際に、上司への研究進捗状況報告の指導を充実させた。(再掲)							
(2) 学生の確保 ア 適切な入学者選抜の実施										
(7) 看護学科では、一般選抜及び特別選抜(推薦)による入学試験制度を分析・評価し、本学が求める人材を確保するため、適切な入学者選抜方法を開発し、実施する。	10	<p>(7) 入学者選抜方法改善に向けた基礎資料の収集を継続し、選抜方法の適切性の分析・評価を行う。</p> <p>(イ) 入学試験実施体制・成績管理方法について、点検・評価を行い、改善充実のための取組を継続する。</p> <p>(ロ) 入学試験に関する情報開示について、方法の改善に向けた検討を行い、改善を図る。</p>	<p>(7) 入学試験種別毎の入学後の成績、進路等について分析を行い、その結果を面接評価方法に反映させた。</p> <p>(イ) 入学試験関係書類の漏洩を防止するため、保管方法や保管期間の見直しを行った。</p> <p>(ロ) 一般入学試験の他にも推薦入試に係る成績及び合格者受験番号のホームページへの掲載並びに入試問題について過去2年間分を閲覧可能とするなど、入学試験に関する情報開示の改善を行った。</p>							
(1) 看護学研究科では、学士課程卒以外の看護職者の出願資格の認定を行うなど看護サービスの質の向上を目指す多様な志願者を受け入れることのできる入学者選抜方法を開発し、研究科が求める人材を確保する。	11	<p>(7) 入学者選抜方法改善に向けた基礎資料の収集を継続し、選抜方法の適切性の分析・評価を行う。(再掲)</p> <p>(ロ) 入学試験に関する情報開示について、方法の改善に向けた検討を行い、改善を図る。(再掲)</p>	<p>(7) 大学院受験者の専門分野と研究指導領域との適合性が得られるように複数の看護学領域教員と入試前に面談できる体制をとり、受験生に指導した。</p> <p>(ロ) 看護学研究科においても、入学試験問題について過去2年間分を閲覧可能とするなど入学試験に関する情報開示の改善を行った。</p>							

イ 広報活動の充実																
<p>(ア) 本学の理念・人材育成目標に適合した志願者確保のため、オープンキャンパス、学生の母校訪問などの広報活動を計画的に推進する。</p>	12	<p>(ア) オープンキャンパス、大学ホームページ、教員の出張方式による大学説明会、在学生による母校訪問説明会、大学案内等の刊行等を継続実施し、成果評価を行う。</p> <p>(イ) 毎年度実施してきた「本学選択に影響を与えた情報媒体」調査を継続し、効果的方法を採用する。</p> <p>(ロ) 入試情報ばかりではなく、大学の行事・社会貢献を含む諸活動について、その価値や魅力をアピールする各種方法を開発・実施する。</p> <p>(ハ) 大学広報誌のあり方及び広報活動を見直し、実効ある方法を採用する。</p>	<p>(ア) オープンキャンパス等広報に関する自己点検評価を行い、中学生、高校生及び保護者、教員への理解度が高まるように、内容改善を行った。</p> <p>また、出張式大学説明会、在学生による母校訪問等を実施し、好評であった。</p> <table border="1" data-bbox="1294 389 1794 671"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>開催日</th> <th>参加者数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オープンキャンパス</td> <td>H22.8.8～8.9</td> <td>668名</td> </tr> <tr> <td>出張式大学説明会</td> <td>H22.6月～11月 6高校</td> <td>153名</td> </tr> <tr> <td>在学生による母校訪問</td> <td>H22.8月～9月 3高校</td> <td>1年次生 1名 2年次生 3名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 1年次生を対象とした「本学選択に影響を与えた媒体に関する入学時調査」を実施し、分析を行い、活用されている広報媒体を把握した。</p> <p>(ロ) 大学の創立10周年と法人移行を記念して、大学の10年の歩みがわかる展示コーナーを学内で公開するとともに、ホームページに創立10周年と法人移行を記念した事業を公開するなど、大学の活動を掲載し、広報の充実を図った。</p> <p>(ハ) 大学広報誌「ぎふ看大」について、教育研究活動の記録として有用であることから、従来のような印刷物の作成までは行わないものの、いつでも印刷できるようデータ形式で作成し、必要の都度で印刷して活用する方針とした。</p>	内 容	開催日	参加者数等	オープンキャンパス	H22.8.8～8.9	668名	出張式大学説明会	H22.6月～11月 6高校	153名	在学生による母校訪問	H22.8月～9月 3高校	1年次生 1名 2年次生 3名	
内 容	開催日	参加者数等														
オープンキャンパス	H22.8.8～8.9	668名														
出張式大学説明会	H22.6月～11月 6高校	153名														
在学生による母校訪問	H22.8月～9月 3高校	1年次生 1名 2年次生 3名														
<p>(イ) 看護学研究科については、実習施設等への働きかけを積極的に行い、看護サービスの質の向上に連動した志願者確保を行う。</p>	13	<p>(イ) 県内ニーズに対応した専門看護師コースの志願者を確保する。</p>	<p>(イ) 岐阜県看護協会と連携し、同協会の研修会に参加した認定看護師を対象にアンケート調査を実施し、県内認定看護師の活動実態や課題を把握した。</p> <p>[アンケート調査実施日] H22.7.24 回答者数48名(63.2%)</p>													

(3) 学生支援				
ア 学修支援				
(7) 学生の学修について、学生相談員による個別指導や面接等により課題と支援ニーズを把握し、即応的な対応を行う。	14	(4) 学生に対する教員の自己学習指導の現状と課題を把握し、指導体制の充実を図る。	(4) 学生生活委員会及び学生相談教員が行う定期的個別面談、集団面談から得られた課題及びニーズを教授会及び教員会議で共有し、学生指導支援に活用した。	
(4) 授業評価と学生生活実態調査を計画的に実施し、その結果に基づいた学修支援を行う。	15	(7) 学生生活実態調査の平成 21 年度結果に基づく諸対策の取組を行う。	(7) 平成 21 年度の学生生活実態調査で、学習環境が整備されている意見は多く聞かれたが、自己学習環境の整備を求める意見が聞かれたことから、パソコンを配置した学生の自習室を新たに設けた。 さらに、ロビー等に机と椅子を備え学生が随時利用できるよう整備した。	
(9) 卒業時到達目標による学修段階の評価に基づく、学生の主体的な学修の促進を行う。	16	(7) 卒業時到達目標を基準とした到達度評価と最終学年時の指導の実施方法を確立する。(再掲 1-(1)(1) 人材育成-A-(7))	(9) 卒業研究 I 終了後に、試行的に行っている「看護学統合演習」時の学生との面談時に学習目標を核にし、主体的学習を促し、その結果を教務委員会に報告し、全学で共有した。	
(5) 図書・雑誌・視聴覚資料等の整備の基本方針を確認するなど、学生の自主学修に適した学内環境の整備を行う。	17	(7) 学生生活実態調査の平成 21 年度結果に基づく諸対策の取組を行う。(再掲)	(7) 平成 21 年度の学生生活実態調査で、学習環境が整備されている意見は多く聞かれたが、自己学習環境の整備を求める意見が聞かれたことから、パソコンを配置した学生の自習室を新たに設けた。 さらに、ロビー等に机と椅子を備え学生が随時利用できるよう整備した。(再掲)	
(4) 看護学研究科では、学生との懇談会、集団面接を定期的に行い、社会人学生のニーズを細かに把握し、対策を実施する。	18	(9) 看護学研究科博士前期課程の学生の課題を把握し、修学を支援する。 (5) 博士前期課程特別研究については、学生の職場への報告を強化し、必要に応じ、テレビ会議システム等を活用した支援を試行する。	(9) 博士前期課程 2、3 年次生と年度当初に懇談会を開催し、大学院生室のパソコンやプリンターを更新するなどの修学環境の改善を行った。 (5) 看護学特別研究について職場等への報告の必要性を助言するとともに、遠方に所属施設がある場合、テレビ会議システムを利用するよう提案し、5 件システムを活用した。	
イ 学生生活支援				
(7) 学生生活が豊かなものとなるように、課外活動等の活性化を支援するため、自治会活動、サークル活動等	19	(7) 自治会・サークルの諸活動及び学園祭等の課外活動に関する相談・支援を行い、学生生活を豊かにす	(7) サークル顧問教員と学生生活委員によるサークル顧問会議を開催し、サークル員の減少や顧問の役	

<p>に対する大学の指導体制を確立する。</p>		<p>る活動の活性化を図る。</p>	<p>割について意見交換を行うなど、学生の課外活動に対する支援の充実を図った。 [顧問会議開催日] H23. 2. 23 サークル顧問6名参加</p>													
<p>(イ) 各種奨学金等の制度に関する情報提供や相談受付等、学生の経済面の支援体制を充実させる。</p>	<p>20</p>	<p>(イ) 事務職員の学生指導にかかる専門性の向上を図り、学生生活支援の質を向上させる。また、大学独自の奨学金制度の創設を検討する。</p>	<p>(イ) 学生指導に係る各種研修会等に事務職員を参加させて、学生支援に係る能力の向上を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1294 389 1744 828"> <thead> <tr> <th>研修会名</th> <th>参加職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地区部課長研究会</td> <td>学務課職員</td> </tr> <tr> <td>メンタルヘルス研究協議会</td> <td>健康管理室保健師</td> </tr> <tr> <td>目録システム地域講習会</td> <td>図書館司書</td> </tr> <tr> <td>日本看護図書館協議会新人研修会</td> <td>図書館司書</td> </tr> <tr> <td>学生等の薬物乱用防止のための研修会</td> <td>健康管理室保健師</td> </tr> </tbody> </table> <p>大学独自の奨学金制度については、創設に向けて継続検討することとした。</p>	研修会名	参加職員	東海地区部課長研究会	学務課職員	メンタルヘルス研究協議会	健康管理室保健師	目録システム地域講習会	図書館司書	日本看護図書館協議会新人研修会	図書館司書	学生等の薬物乱用防止のための研修会	健康管理室保健師	
研修会名	参加職員															
東海地区部課長研究会	学務課職員															
メンタルヘルス研究協議会	健康管理室保健師															
目録システム地域講習会	図書館司書															
日本看護図書館協議会新人研修会	図書館司書															
学生等の薬物乱用防止のための研修会	健康管理室保健師															
<p>(ロ) 学内外での生活における安全管理指導を実施し、学生各自の防犯対策を確実に導く。</p>	<p>21</p>	<p>(ロ) 学生生活委員会による全学生面接、学年相談教員による支援など充実を図る。</p>	<p>(ロ) 学生生活委員会委員や学年相談教員が、1、2年次生に対しては学生生活への適応、3年次生に対しては実習指導、4年次生に対しては進路指導を集団、個別で面接を行った。</p>													
<p>(ハ) 学校保健安全法に基づく定期健康診断による健康管理・保健指導を実施する。</p>	<p>22</p>	<p>(ハ) 学校保健安全法に基づく定期健康診断とその結果に基づく保健師による健康管理と保健指導を行う。</p>	<p>(ハ) 4月に定期健康診断を実施し、要精検の場合は保健師が受診勧奨を行い、心の問題の場合は、学生生活状況をみまもりながら、学内のカウンセリングや教員の相談体制を紹介した。</p>													
<p>(ニ) 学生の健康増進・予防に向けて保健師、校医による助言相談・指導体制を充実させる。 また、心の問題については、カウンセリングの実施、学生への対応についての精神科顧問医による助言体制を整備する。</p>	<p>23</p>	<p>(ニ) 平常時の健康管理に向けて、内科系非常勤医師及び精神科系非常勤医師(精神科顧問医)の助言相談・協力体制を充実させる。</p>	<p>(ニ) 学生の心の問題に適切に対応するために、精神科顧問医に対して、学生の心の問題について助言を受けるために、相談会を実施した。また、緊急に対応することが必要であった時に、電話による相談を2回行った。</p>													

		<p>(カ) 心の健康問題については、非常勤カウンセラーの活動を定期的実施する。また、学生指導に関しては精神科顧問医との相談の場を活用して支援を充実させる。</p>	<p>[相談会] (5月、6月、7月、10月、12月) 5回開催 相談学生件数 10件 [電話相談] (5月、11月)</p> <p>(カ) 非常勤カウンセラーによる週1回のカウンセリングを開設し、定期的にカウンセリングを実施した。</p>												
<p>(カ) 学内外における感染症予防行動の実践を追求し、学生の健康に関する自己管理意識を向上させ、これらに基づく健康危機管理実施体制を整える。</p>	24	<p>(キ) 全学的に各種感染症の予防指導を推進し、学生の自己管理を徹底させ、これを基礎に組織的に行う健康危機管理実施体制を整える。</p> <p>(ク) 学生の健康増進を図り、かつ看護専門職としての自覚を持たせるため、大学敷地内の全面禁煙を継続する。</p>	<p>(キ) インフルエンザ感染の危機に対応して、健康・安全管理特別会議の主導の下、学生に対しては健康チェック、手指消毒剤の配備を行うとともに、教職員に対しては健康管理を呼びかけるなど全学的取組を行った。</p> <p>(ク) 大学敷地内の全面禁煙を継続実施するとともに、1年次を対象とした「たばこに関するセミナー」を実施し、健康教育を担う看護専門職としての自覚を促した。</p> <p>[セミナー開催日] H22. 11. 26 参加者 30名</p>												
ウ 就職支援															
<p>(ア) 就職体験研修や卒業生との交流会など、学年次の学修進行に適した就職支援体制の充実を図る。</p>	25	<p>(ア) 県内施設の協力を得て、学生が看護という仕事の本質や魅力を再確認できる就職体験研修を施設側との共同企画で実施する。</p>	<p>(ア) 県内就職促進に向けた活動として、就職ガイダンスを県内10施設、就職体験研修を県内6施設の協力を得て実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">就職ガイダンス 開催日 H22. 5. 29</td> <td>松波総合病院</td> </tr> <tr> <td>東海中央病院</td> </tr> <tr> <td>岐阜大学医学部附属病院、 長良医療センター</td> </tr> <tr> <td>羽島市民病院</td> </tr> <tr> <td>岐阜県総合医療センター</td> </tr> <tr> <td>岐阜県立多治見病院</td> </tr> <tr> <td>岐阜県立下呂温泉病院</td> </tr> <tr> <td>高山赤十字病院 久美愛厚生病院</td> </tr> </tbody> </table>	内容	施設名	就職ガイダンス 開催日 H22. 5. 29	松波総合病院	東海中央病院	岐阜大学医学部附属病院、 長良医療センター	羽島市民病院	岐阜県総合医療センター	岐阜県立多治見病院	岐阜県立下呂温泉病院	高山赤十字病院 久美愛厚生病院	
内容	施設名														
就職ガイダンス 開催日 H22. 5. 29	松波総合病院														
	東海中央病院														
	岐阜大学医学部附属病院、 長良医療センター														
	羽島市民病院														
	岐阜県総合医療センター														
	岐阜県立多治見病院														
	岐阜県立下呂温泉病院														
	高山赤十字病院 久美愛厚生病院														

			就職体験研修 期間 H23.2月 参加者 17名	岐阜県総合医療センター 羽島市民病院 長良医療センター 岐阜県立多治見病院 岐北厚生病院 海津市	
(イ) 就職情報の提供、就職相談を行う専門コーナーの充実を図り、学生が利用しやすい環境を整備する。	26	(イ) 教授会の下に就職・進路対策部会を設置し、従来の活動を継承した学生支援活動を展開する。  (ウ) 就職進路支援室において、就職情報の提供や就職相談を引き続き行う。	(イ) 教授会の学生生活委員会に就職・進路対策部会を設置し、就職、進路支援を行った。 ・就職・進路の手引きの配付 ・学年別ガイダンスの実施 2年次生 4月、7月 3年次生 4月、5月、11月、2月、3月 4年次生 4月、5月、7月、10月、11月、2月 ・就職ガイダンスの開催 ・就職体験研修の実施  (ウ) 求人情報を職種・地域別にファイリングし、就職・進路支援室で情報を提供した。 室内には学生用ホワイトボードを設け、施設見学、就職体験研修などのコーナーを設けて、学生間で情報を交換できるように工夫した。		
(ウ) 保健師・助産師・看護師・養護教諭など専門分野に応じた進路・就職相談ができる体制を整備する。	27	(イ) 教授会の下に就職・進路対策部会を設置し、従来の活動を継承した学生支援活動を展開する。(再掲)	(イ) 就職・進路対策部会の構成教員は、看護師、保健師、助産師、養護教諭からなり、専門性を生かした相談体制とした。		
(エ) 学生にかかわる全教職員による就職支援体制を強化する。	28	(イ) 教授会の下に就職・進路対策部会を設置し、従来の活動を継承した学生支援活動を展開する。(再掲)	(イ) 学生生活委員会及び就職・進路対策部会が学生に対して行う説明会、アンケート調査結果は教授会で共有し、全教員体制で取り組んだ。		
(オ) 学内 LAN を利用した国家試験の過去問題の学習など資格取得のための自己学習を支援する。	29	(エ) 学内 LAN を利用して、看護師及び保健師国家試験の過去問題を引き続き提供する	(エ) 看護師・保健師国家試験 WEB 版を導入するとともに、自己学習の場として演習室を提供した。		



2 研究に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 研究の方向性            教員は、自己の専門性を深める研究及び専門領域に応じた教育方法の開発に関する研究等を個人の責任において主体的・計画的に行う。            さらに、県内の看護サービスの質を向上させるための研究に組織として積極的に取り組むとともに、県内の看護実践・看護職者にかかる地域ニーズの把握に努め、ニーズに対応するための研究に組織的に取り組む。</p> <p>(2) 研究の水準の向上と成果の公表            研究の水準の向上を図るために、研究成果を適切な方法で公表するとともに、各種学会等に積極的に報告し、外部評価を受ける。            また、法人としても、教員に対して研究成果の公開の機会や共有の場を提供する。</p> <p>(3) 研究倫理の遵守            看護学研究の実施に際しては、ヒューマンケアの根幹をなす倫理の尊重が不可欠であることから、研究における倫理基準の遵守を徹底する。</p>
------	---

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認						
(1) 研究の方向性										
ア 看護学教育に関する研究は、全教員が各自の専門分野に応じて実施し、これに基づき看護学科及び看護学研究科の教育の質の向上を図る。	30	ア 教員各自の専門領域に応じた研究を発展させるために、科学研究費補助金等への応募を積極的に行う。	ア 平成22年度科研費補助金研究事業は12件であった。 また、科学研究費補助金申請研究計画書をもとに、研究計画構築過程についてグループワーク形式の研修会を開催し全教員が参加し、そのうち9名の教員が新規に平成23年度の科学研究費補助金を代表者として申請した。 [科研費の申請に向けた研修会] H22.9.6、9.8開催 教員51名参加							
イ 共同研究など、大学が組織的に取り組む研究を推進し、県内の看護サービスの質を向上させる研究に取り組む。	31	イ 県内保健・医療・福祉施設の看護職との共同研究を実施し、実践の場における看護サービスの質の向上に寄与する。 ウ 県内各施設の看護ケアの向上に関わる課題を看護部組織と共同で検討し、管理面・教育面を総体的に視野に入れた看護実践の場の改革方法を開発する。	イ 岐阜県内の実践現場の看護職と、日常の看護業務の改善・充実に直結する共同研究を24課題実施した。 ウ 岐阜県看護実践研究交流会主催の交流集会及び共同研究報告と討論の会に教員は積極的に参加し、看護実践の場の改革となるように意見交換した。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">開催日</th> <th style="text-align: center;">参加者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜県看護実践</td> <td>H22.9.25</td> <td>教員44名</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	開催日	参加者等	岐阜県看護実践	H22.9.25	教員44名	
名 称	開催日	参加者等								
岐阜県看護実践	H22.9.25	教員44名								

			研究交流集会		参加者数 160 名	
			共同研究報告と 討論の会	H23. 2. 19	発表者（教員） 13 名 参加者数 219 名	
(2) 研究の水準の向上と成果の公表						
ア 教員は、所属学会への研究報告及び当該学会誌への投稿の活発化を図ると同時に、この取り組みに係る課題把握と対策を行う。	32	ア 学会報告や学術誌・紀要等への投稿実績を分析し、必要に応じて、教授会等において研究報告の活性化対策に取り組む。  イ 県下の看護職者との共同研究活動の内容の充実と研究報告の質の向上を図る。  ウ 様々な教育活動や優れた研究成果をホームページで紹介する。	ア 紀要を年2回発行から1回発行にし、査読を丁寧に実施した結果、筆頭者職位は助教2編、講師1編、准教授2編、教授3編となり、若手の研究能力育成となった。 その結果、掲載論文18編（紀要8編、紀要以外の学会誌等10編）、学会発表54件、報告書4件、著書7冊等となり、今後も活性化に取り組んでいく。 イ 共同研究の報告を素材にして、看護実践現場の看護職とともに考える場とする「共同研究報告と討論の会」を参加者と意見や情報交換ができるように、口演と示説を併用し開催した。 報告書の作成にあたっては、倫理的配慮も記載義務、及び研究課題と内容の一貫性を保証するために、査読方針を明確にして内容を充実させた。 [共同研究報告と討論の会] H23. 2. 19 開催（再掲） ウ 紀要、共同研究、看護実践研究指導事業の成果をホームページで公開した。			
イ 文部科学省科学研究費補助金等への申請内容の充実に向けた対策を行う。	33	ア 教員各自の専門領域に応じた研究を発展させるために、科学研究費補助金等への応募を積極的に行う。（2-（1）-ア再掲）	ア 平成22年度科研費補助金研究事業は12件であった。 また、科学研究費補助金申請研究計画書をもとに、研究計画構築過程についてグループワーク形式の研修会を開催し全教員が参加し、そのうち9名の教員が平成23年度の科学研究費補助金を代表者として申請した。 [科研費の申請に向けた研修会] H22. 9. 6、9. 8 開催 教員 51 名参加（再掲）			
ウ 共同研究事業の報告の充実、同業者レビュー・評価	34	エ 看護実践研究の原著を増やすため、共同研究	エ 共同研究事業の申請項目について、共同する目的、			

体制の充実、地域貢献に係るパブリックコメント収集体制の整備など看護実践現場の改革を独自の手法で系統的に追究する方法を創出する。		等について、紀要への投稿を促進させる。	共同する実践機関側の動機、かかわり方、本学教員と実践機関側の分担状況、研究計画の具体的内容、学会等発表の実績等を追加し、研究的要素を開始時から取り入れ、早期に紀要に投稿することを呼びかけた。	
(3) 研究倫理の遵守				
ア 学外者（看護管理者及び弁護士）を含む研究倫理審査部会の活動を継承し、教員が行う研究等については、研究倫理審査を恒常的体制で行う。	35	ア 本学教員等が行う研究についての研究倫理審査を行うため、適切な時期に部会を開催する。	ア 研究倫理審査部会を開催し、共同研究、科研費研究、学生の課題レポート分析研究等、教員の研究倫理審査を35件行った。	
イ 学生及び教職員を対象とした実態調査等についても、必要に応じて研究倫理審査の対象とする。	36	イ 外部者を含む共同研究については、共同研究者等に対して当該研究の倫理審査内容・審査結果について十分な情報伝達を行う。 ウ 研究倫理審査基準を公表する。	イ 共同研究については研究開始前に倫理的審査を受けその内容を研究者全員が共有することを求めた。また、岐阜県看護実践研究交流会が主催する交流集会で発表する研究及び成果としての報告書には、行われた倫理的配慮について記載することを指導助言した。 ウ 研究倫理審査において実務的には採用していた審査基準を「岐阜県立看護大学研究倫理審査実施要領」で明文化し、全教員に周知した。	

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給 法人の使命である県内で提供される看護サービスの質の向上が確実に図られるよう、学部卒業者や大学院修了者の県内での就業と定着の促進を図る。</p> <p>(2) 看護生涯学習支援体制の充実 県内の看護職者が抱えている課題等を解決し、看護職者が行う業務改善に関する研究等を支援するため、看護職者と大学との共同研究等を推進する。</p> <p>(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応 保健・医療・福祉など幅広い分野における看護サービスに関する県内のニーズに対応するための支援を行う。</p> <p>(4) 県の看護政策推進への寄与 県の高等教育機関としての使命を果たすため、大学の有する知的資源や人材を活用して、県の看護政策推進に寄与する。</p>
------	--

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給				
ア 県内看護職者の取組みや卒業生の県内での活動実践の情報提供等により、県内就職を促進する。	37	ア 学生に対し、県内看護職者の実践改善への取組と本学卒業者の職場適応に関する情報提供を行い、県内就職の促進を行う。	ア 卒業者が就職している県内の主な医療機関10施設を対象に「県内施設による就職ガイダンス」を企画し、看護部長、卒業者、在校生との交流、及び教員と施設側と意見交換を行い、県内就職を推進した。	
イ 県内施設での若年看護職の職場定着を促し、臨床研修を支援する。	38	イ 実習施設においては、看護サービスの質向上の課題解決に取り組むとともに、新任看護職の臨床研修の充実を支援する。	イ 領域実習、卒業研究で教員が施設で指導を行う際に、施設看護職者及び卒業者と意図的に意見交換情報交換し、看護サービスに関する課題を収集した。 また、県が行う新任保健師研修会に講師を派遣し支援を行った。	
ウ 看護学研究科への県内実務看護職者の修学の促進を図ると同時に、修了者等が取り組む職場での実践改革を支援する。	39	ウ 卒業者の経験期間区分に応じた適切な支援方法を開発し、働きかけを行い、職場定着と個々の志望に応じたキャリア開発を支援する。	ウ キャリア開発の支援方法は大学として重要であることから、計画立案し、科学研究費補助金に申請した。 当該申請課題は平成23年度に採択され、キャリア開発の支援を推進していく。 [申請課題名] 「学士課程卒業者の看護実践能力獲得課程と生涯学習支援プログラムの開発」	
(2) 看護生涯学習支援体制の充実				

<p>ア 大学院研究科を県内看護職者の生涯学習支援の中核機関として位置づけ、現状改革のための看護実践研究能力と専門看護師を含めた高い技術能力の付与にかかわる多様な支援方法を開発する。</p>	40	<p>ア 大学院看護学研究科博士前期課程修了者の追跡調査を行い、本課程の利用者の拡大策及び修了生の看護実践改革に向けた実践能力の支援方法を検討する。</p>	<p>ア 平成20年度に試行した大学院看護学研究科博士前期課程修了者の追跡調査については、継続的なデータの収集を図るために、今後3年に1回実施することを検討し、平成18から22年度修了者を対象として、平成23年10月に実施することを決定した。</p>													
<p>イ 共同研究事業と看護実践研究指導事業を通して、県内看護職者に対して改革・改善に自ら取り組むことの意義を伝え、自律的な姿勢と能力を高める活動を充実させる。</p>	41	<p>イ 共同研究事業と看護実践研究指導を継続すると同時に、これまでの実績を分析して看護実践研究の自律的な実施に係る課題を把握する。さらに課題別に集約統合し、看護実践モデルづくりを推進する。</p>	<p>イ 共同研究事業の課題別分析を行い、つまり個別施設への共同研究を県内看護サービスの質向上につなげるために、看護実践研究指導事業へと発展させることが可能な課題を検討した。 また、共同研究を通して看護職者が自律して看護課題に取り組めるように支援した。 さらに、看護実践モデルをつくるために、2施設を訪問した。</p>													
<p>ウ 県内看護職者が取り組む「岐阜県看護実践研究交流会」の諸活動を支援する。</p>	42	記載事項なし														
<p>エ 県内看護職者に対し本学図書館を開放し、専門職者の基本的要件である図書・文献資料の学習環境を提供する。</p>	43	<p>ウ 本学図書館について、県内看護職の利用状況、看護職への文献ガイダンスの実施方法、利用者の声、その他利用上の課題を明確にし、課題解決と整備充実を図る。</p>	<p>ウ 看護職者等を対象とした文献検索講習会等において、適切な開催時期、講習内容等に関するアンケート調査を実施した。</p>													
(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応																
<p>ア 保健・医療・福祉に係る県民ニーズとサービス提供施設側の要望とを合わせて把握し、看護サービスの充実を図る方法を追求する。</p>	44	<p>ア 県内の専門性の高い専門看護師、認定看護師など看護職者の需要把握と育成・供給方法について検討する。</p>	<p>ア 岐阜県看護協会主催の看護管理者研修会等に教員が参加し、本学大学院の専門看護師教育課程を含めた大学院教育を紹介した。また、認定看護師の活動実態・意識調査結果を分析し、大学としての育成・支援方法を検討した。</p> <table border="1" data-bbox="1256 1177 1794 1417"> <thead> <tr> <th>研修会等</th> <th>開催日</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師助産師看護師実習指導者講習会</td> <td>H22. 7. 4</td> <td>59名</td> </tr> <tr> <td>認定看護師ステップアップ研修会</td> <td>H22. 7. 24</td> <td>36名</td> </tr> <tr> <td>岐阜県養護教諭研修会</td> <td>H22. 10. 29</td> <td>369名</td> </tr> </tbody> </table>	研修会等	開催日	参加者数	保健師助産師看護師実習指導者講習会	H22. 7. 4	59名	認定看護師ステップアップ研修会	H22. 7. 24	36名	岐阜県養護教諭研修会	H22. 10. 29	369名	
研修会等	開催日	参加者数														
保健師助産師看護師実習指導者講習会	H22. 7. 4	59名														
認定看護師ステップアップ研修会	H22. 7. 24	36名														
岐阜県養護教諭研修会	H22. 10. 29	369名														

			岐阜県内病院看護部長協議会の研修会	H23. 2. 3	160名	
			岐阜県立看護大学卒業生交流会	H23. 2. 18	10名	
イ 県内における専門性の高い看護職者の需要分析を行い、育成・供給計画を明らかにする。	45	ア 県内の専門性の高い専門看護師、認定看護師など看護職者の需要把握と育成・供給方法について検討する。(再掲)	ア 認定看護管理者の受験資格が取得できる課程の内容を充実させた。			
ウ 上記の県内ニーズへの対応については、県の関係機関、岐阜県看護協会と確実な連携を図り、さらには、県内看護系大学等教育機関とも協働しながら取り組む。	46	イ 岐阜看護協会・岐阜県健康福祉部等との連携による県内ニーズの把握と対応策の検討を行い、今後の連携協力体制を確立する。また、本学、岐阜県健康福祉部及び岐阜看護協会の「三者連絡協議会」をつくり、協力体制のもと専門看護師・認定看護師の充足を検討する。	イ 岐阜県看護協会長や県看護企画監、学長で構成する「看護人材に関する三者連絡協議会」を設置し、認定看護師活動調査を実施するために、看護協会の研修会に教員を参加させるなど、連携協力体制を構築し、情報交換を2回 (H22. 6. 28、H23. 3. 24) 行った。			
(4) 県の看護政策推進への寄与						
ア 県との連携を図り、県が実施する看護政策の効果的な展開について、大学固有の方法で協力を行う。	47	ア 保健医療計画や看護職者の需給計画の策定、県が行う各種の看護職者への研修等への協力を行う。	ア 看護師等の確保等に関する施策に対する県の看護師等就業協力委員会やがん検診受診率向上のためのがん検診受診促進企業等連携事業審査委員に教員が就任し、県施策に対して協力した。			
イ 大学本来の機能を活かし、調査研究や情報収集を行い、看護学教育や人材育成、看護実践の改善に係る課題解決に向けた創造的な提案を行うなど、シンクタンクの役割を果たす。	48	イ 保健師、看護師、助産師及び養護教諭等の研修について、企画・運営・実施・評価に関する支援を行う。	イ 県が行う「新任保健師研修会」、「保健師ステップアップ後期研修会」、「医療的ケア教職員専門研修での指導」、「保健師実習指導者講習会」への講師の派遣や「助産師の専門性の確立研修会」の企画運営を行うなど、シンクタンクの役割を果たした。			

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 適正な教育研究組織及び教員配置 教育、研究、地域貢献の目標をより効率的・効果的に達成するため、必要な教育研究組織を構成し、教員を適正に配置する。</p> <p>(2) 教員の能力向上 より質の高い教育研究を実施するため、研修の充実など教員の能力開発を推進する。</p> <p>(3) 外部諸機関との連携 大学の教育研究活動の充実を図るため、県内の保健・医療機関、福祉施設など外部機関との効果的な連携体制を構築する。</p>
------	--

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 適正な教育研究組織及び教員配置				
<p>ア 本学が掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するための教員体制をつくり、これらを効果的に実行するための運営体制をつくる。 そのために、優れた資質を有する教員を確保し、組織的取組みによって、常にその能力の向上を図る体制をつくる。</p>	49	<p>ア 教員体制は、看護学科の教育を効率的に展開するため、地域基礎看護学・機能看護学・育成期看護学・成熟期看護学の4専門領域の領域責任者を中核に、教育研究実施体制を充実させる。</p> <p>イ 学内における教員の能力開発については、日々の教育活動を通して職業人としての成長を図り、能力開発ができる体制をつくる。</p>	<p>ア 各領域において定期的に授業会議、領域会議を開催し、授業内容・方法について、改善改革を行い教育能力を研鑽した。科学研究費補助金の若手研究申請については、領域で指導支援し、研究能力を研鑽した。</p> <p>イ FD委員会が中心となり、グループワークによる卒業時到達目標や学生の主体的な学習の支援についての研修を行った。 [FD研修会] H22.9.15開催 教員49名参加</p>	
<p>イ 看護学科の専門関連科目・教養科目、看護学研究科の基本科目においては、広い分野の非常勤講師を効率的に採用し、人材育成基盤の充実を図る。 専門看護師コース科目については、当該分野の専門性にふさわしい非常勤講師の採用を行い、教育の充実を図る。</p>	50	<p>(オ) 非常勤講師については、その専門性を審査的に確に配置し、教育効果を挙げていく。(第2-2-(1)-ア-オ再掲)</p>	<p>イ 非常勤講師の選定にあたっては、履歴書と業績の提出及び担当教員による面接を実施し、本学の教育理念と非常勤講師の専門性を確認し、学部においては教務委員会または教養専門関連科目運営委員会から教授会へ、大学院では科目責任教授から研究科委員会で、それぞれ審議し、教育の充実を図った。</p>	
<p>ウ 専門科目については、臨地実習を含め看護学科の授業科目を担当できる教員体制の充実に努める。</p>	51	<p>ウ 実習については、施設別に教員と実習指導者が学修成果を確認・共有し、課題に対して組織的に対策できるようにする。</p>	<p>ウ 各領域において、実習連絡会を実習開始前、終了後に開催し、学修成果を確認、共有した。</p>	
(2) 教員の能力向上				
<p>ア 本学の理念と目標に沿った教員育成をするために、ファカルティ・ディベロップメント等を実施する。</p>	52	<p>ア 従来から実施してきたファカルティ・ディベロップメント活動に、教養教育等及び共同研究</p>	<p>ア 教養教育を含めた卒業時到達目標をテーマに、「教養科目を学ぶことにより卒業時までどのような能力を</p>	

		等の研修を統合化し、ファカルティ・ディベロップメント活動を強化する。	身につけてほしいか」、「統合演習の最後の面接で学習到達状況を確認するにはどうしたらよいか」等について、ファカルティ・ディベロップメントを実施した。 [FD研修会] H22.9.15開催 教員49名参加(再掲) また、看護研究センター運営委員会研究交流推進部会が「共同研究の推進」に関するワークショップを行い、教員の研究への取組を推進した。 [第1回] H22.9.3開催 教員43名参加 [第2回] H23.3.3開催 教員48名参加	
イ 現場看護職と協働した教育体制強化のために、実習施設の看護職を含めたファカルティ・ディベロップメントを行う。	53	イ 臨地実習等に関わる看護職者と大学教員双方の教育能力向上を目指した取組み方法を開発する。	イ 岐阜県看護協会が主催している岐阜県保健師助産師看護師実習指導者講習会に講師を派遣し支援した。	
(3) 外部諸機関との連携				
実習施設となる県内施設等の看護職者と連携を図り、看護サービスの質の向上と臨地実習の充実、卒業者の新任期の研鑽の場としての充実を図る。	54	ア 実習施設の看護管理者・臨地実習指導者との連携を深め、当該施設の看護の課題解決に向けた取組を行う。 イ 卒業者の就業している県内施設の職場定着支援と新任期の臨床研修にかかわる職場支援を行い、施設と本学との協働・連携を充実させる。	ア 羽島市民病院、岐阜県総合医療センターと連携強化、看護課題の共有について、学長、学部長、研究科長、領域責任教授、看護研究センター教員と検討を行った。 イ 看護学概論学外演習、領域実習、卒業研究等の事前打ち合わせ、カンファレンス、事後報告会等を通して、各教員が学生指導及び卒業者の就業状況について意見交換し、連携を図った。	



○ 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 看護学部看護学科

近年、大学教育においては、学士力の確保が課題とされており、看護系大学においては、コアとなる看護実践能力と卒業時の到達目標が示されたところである。本学科では、教育目標の達成を目指した体系的なカリキュラムにより教育展開しており、卒業時の到達目標を明確化し社会に対して卒業者の看護実践能力を保証する取組を進めている。平成21年度から4年次学生を対象として、卒業時の看護実践能力の到達目標に照らした自己評価、教員による到達度の確認、到達するための学習の補充を強化している。平成22年度は、平成24年度からの本格実施に向けて、全学的取組体制のもとに試行し実施方法を確立した。

大学の教育研究の質向上のためには、教職員の能力向上が必須である。本学科におけるファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は、教員の専門領域にとどまらず、本学教員として大学全体への視野をもって主体的に考え行動するための教育能力の開発を目指している。そのため、教員の希望を踏まえた研修会の設定、専任教員が教養・専門関連科目の学内担当教員として授業運営に携わる体制、看護実践の改革につながる共同研究方法の検討会等多様な取組を組織的に行っている。

(2) 大学院看護学研究科

本学大学院は、看護実践の現場で活躍する専門性の高い人材の育成を目指しており、博士前期課程は、設置当初の平成16年度から職場に在籍しながら学修できる長期在学コース（3年間）を併設してきた。看護実践の改革改善を推進する本学の趣旨から、平成22年度に長期在学コースに一本化することを決定した。

また、県立大学として、岐阜県内の看護実践の改善・改革に貢献する人材育成のため、平成20年度には博士前期課程に専門看護師コース（慢性看護、小児看護、がん看護）を併設した。当分の間は、県内医療施設に限定して、施設長の推薦を得ることを出願の要件としている。平成22年度には9名の修了者のうち3名の専門看護師コース修了者を輩出した。

博士前期課程では、看護実践の具体的諸課題に焦点を当て、その問題解決能力の育成のために、所属施設の現状分析に基づく課題の抽出と課題解決の組織的な取組を研究的に実践し、修士論文にまとめている。このような看護実践研究の指導方法を開発し確立するために、修了時の本人・職場同僚・職場上司による評価結果等を活用したファカルティ・ディベロップメント（FD）研修を実施している。平成22年度は、これらの取組に加えて、1年次生に対する看護専門領域を超えた協働授業を実施し、この時期の体制を創った。

さらに、平成22年度は、遠隔地に職場がある学生に対して、テレビ会議システムを利用した研究指導を実施できるように体制を整備した。

2 研究に関する目標を達成するための措置

教員が自己の専門性を深める研究及び専門領域に応じた教育方法の開発に関する研究等を個人の責任において主体的・計画的に行うことができるための研究費基盤の一つとして外部資金獲得に向けた取組を継続的に行った。平成21年度より開始している科学研究費補助金申請に向けたFDを開催し、申請予定者が研究計画書を提示して教員間の意見交流を行い、それらの意見を踏まえて申請書を作成し、申請するプロセスとした。その結果、平成23年度科学研究費補助金の新規申請は9件であり、そのうち採択が5件であった。また、研究成果を適切な方法で公表して外部評価を受けることができる機会として本学紀要が活用できるように、投稿規程の見直しを行うとともに原著への投稿を呼びかけ、これまで2回であった査読を3回まで可能として論文の質の一層の向上を目指した。その結果、平成22年度紀要においては原著2件の公表がなされるとともに、助教などの若手教員からの投稿があり、公表の場としての紀要の内容充実が図られた。

さらに、県内の看護サービスの質を向上させるための研究への組織的かつ積極的取組を継続して行い、看護実践現場の看護職とともに考える場とする「共同研究報告と討論の会」を2月に開催し、24課題の報告と熱心な討議が行われ、次年度の共同研究に発展的に繋がる機会とした。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

学部卒業生及び大学院修了者が岐阜県内の看護実践現場でそれぞれ専門性を発揮して活躍できるように、学部卒業生及び大学院修了者が比較的多く就業している県内2医療機関において看護部管理者と学長、学部長、研究科長及び看護学教授と意見交換を、特に専門看護師及び大学院修了者の活用方法及び看護職活動と学生生活についての課題とその改善策について検討した。岐阜県看護職と行う共同研究の推進とその報告会での討議を充実させる方法を検討し、参加者にはアンケート調査、共同研究者には自己点検評価を依頼しこれらから地域貢献のあり方を検討し、改善工夫により参加者の拡大に繋げた。

岐阜県が主催する「新任保健師研修会」「保健師ステップアップ後期研修会」「保健師実習指導者研修会」に協力し保健師の質向上に、「助産師の専門性の確立」に協力し助産師の質向上に、岐阜県教育委員会「医療的ケア教職員専門研修での指導」、教職員免許更新講習会で養護教諭分野に協力し教員の質向上に、それぞれ寄与している。岐阜県看護協会が主催する「岐阜県保健師助産師看護師実習指導者講習会」へも講師として参加し実習指導者育成の支援を行った。

#### 4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

教員の教育研究活動について、教員の専門性を尊重し自主的で活発な取組を推進し、同時に組織構成員としての協調性を持って、相互に協力支援する体制を推進するために、平成22年度から地域基礎看護学、機能看護学、育成期看護学、成熟期看護学は講座という名称区分を領域という名称区分にした。学部及び大学院の教育研究に関する重要事項は教授で構成する教授会及び研究科委員会で審議し、領域責任者及び看護研究センター責任者がその結果を各教員に説明するが、教員全員が理解する必要がある内容については定期的に教員会議を開催して周知する体制をとり、教授の責任の明確化と教員の理解協力体制を整備した。非常勤講師の専門性と本学教育との整合性を保持し、教育の質を保持するために、非常勤講師の選任責任は、科目に応じて教務委員会、教養専門関連科目運営委員会とし教授会で審議する、また大学院は大学院研究科委員会で審議することとした。教員は教育研究能力を継続的に研鑽し、教育研究の質向上を図る必要があるため、学部教授会の下部組織としてFD委員会を設置し、教員及び各委員会・部会からの要望をもとにFD研修会を開催、また大学院研究科にはFD担当を置き、看護実践活動の改善改革に連動する研究指導ができる教員を育成するために、研修会を開催している。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 業務運営体制の構築 機動的かつ弾力的な法人運営を行うために、理事長(学長)のリーダーシップが円滑に発揮できる体制を確立し、小規模法人にふさわしい業務運営体制を構築する。
	(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築 効率的な業務運営を図るために、教員と事務職員の連携・協力体制を構築する。
	(3) 外部意見の反映 役員や審議会委員に積極的に学外者の登用を図り、外部の視点を生かした幅広い法人運営を行うとともに、看護の現場に勤務する看護職の意見を反映した人材育成を行うなど、地域に開かれた法人運営を目指す。
	(4) 業務運営の適正化 法人の業務運営の適正化を確保するため、内部監査の充実を図る。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 業務運営体制の構築											
ア 理事会を中心とした業務運営体制を構築するとともに、経営審議会及び教育研究審議会の意見を反映し、大学管理運営の強化を図る。						55	ア 本学で培ってきた教授会及び各種委員会が主体となった運営基盤を十分活かし、全職員が大学運営に協力する運営体制をつくる。 イ 理事会、経営審議会・教育研究審議会、教授会・研究科委員会については、定款や学則に定められたそれぞれの役割を十分に発揮するようシステムの検証を図る。	ア 教員は大学の各種委員会委員に就任するほか、法人の業務運営に協力するための、連携協力委員制度を構築し、法人及び大学運営の円滑化を図った。 イ 理事会等の各機関について規程等に定められた役割を担うとともに、互いに連携を図りながら行うことができ、組織は円滑に機能した。	III		
イ 6年間の見通しに基づく業務実施体制を確立する。						56	ウ 法人の将来構想や経営戦略を充実するため、法人事務局に企画担当を配置する。	ウ 法人の予算配分、監査など企画機能の充実に向けて、法人事務局総務企画課に企画担当を設置した。	III		
ウ 理事長、常勤理事等で構成する法人・大学管理運営会議を設置し、法人及び大学運営の迅速						57	エ 法人・大学管理運営会議を定期的	エ 毎週火曜日に、理事長、理事(非常勤理事を除く。)、総務企			

な意思決定を図る。						化を図る。	画課長、学務課長で構成する法人・大学管理運営会議を45回開催し、法人及び大学運営の諸課題について対処方針を事前に調整し、法人運営の円滑化を図った。	III		
<b>(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築</b>										
教員と事務職員が各々の専門性を十分に発揮し、大学の掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するため、教授会と一体となって法人及び大学の運営に取り組む体制を構築する。					58	ア 法人の重要な業務の一部の取組については、教授会から選出された教員が連携協力委員として参画し、企画立案・実施について協働する。 イ 教授会の各種委員会、研究科委員会の各種の取組について、教員と事務職員が一体となって運営する体制を強化する。	ア 法人と大学の運営に関して、互いに連携して行うため、連携協力委員制度を創設し、実施の円滑化を図った。 イ 委員会の活動については、教員が企画立案を主に担当し、実施については事務職員と協働して行った。	III		
<b>(3) 外部意見の反映</b>										
ア 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用する。					59	ア 企業経営者、教育研究者、大学運営経験者等の学外者を理事、経営及び教育研究審議会の委員に任命する。	ア 理事に1名、経営審議会委員に4名、教育研究審議会に1名の学外者を任命し、法人運営の透明化を図った。	III		
イ 県内の看護職の意見や現場における課題等を把握し法人運営に活用する。					60	イ 平成15年度から実施している「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」の実績を継承し、県内看護職者等の代表者からの意見を十分反映する仕組みを確立する。	イ 県関係者、県内看護職者10名を「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」委員に委嘱するとともに、7月8日に協議会を開催し、看護職の意向を大学運営に活かす仕組みを確立し、実施した。	III		
<b>(4) 業務運営の適正化</b>										
ア 内部監査制度を構築するとともに、公認会計士など専門家による業務指導を踏まえ、法人の業務運営の適正化を図る。					61	ア 法人に内部監査委員会を設置する。 イ 公認会計士など専門家の指導・助	ア 理事長、理事2名による内部監査委員会を設置し、内部監査に必要な規程を整備した。 イ 税理士法人から、地方独立行			

							言を受ける体制を整備する。	政法人会計基準に基づく会計及び消費税指導を受けるとともに、疑義事項については、会計質問回答票により、会計業務に係る指導内容について、大学ネットワークを活用して共有フォルダ内に掲示し、総務企画課の職員が共有できるよう体制を整備した。	III		
イ 内部監査に従事する職員の専門性の向上を図る。					62	ウ 内部監査に従事する職員に、外部機関が主催する研修会等に参加させて、必要な専門知識を習得する。	ウ 内部監査担当職員が、監査法人が主催するセミナーに参加するとともに、放送大学の「組織運営と内部監査」の講座を視聴し、内部監査に必要な知識を深めた。 [公的研究費管理・監査セミナー] 1名参加 [科学研究費補助金内部監査セミナー] 1名参加	III			

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 人材の確保
	<p>ア 教員 大学の教育研究の質の維持向上を図るため、柔軟かつ多様な雇用形態や勤務形態を導入するなどにより、創造性豊かな教員の確保に努める。</p> <p>イ 事務職員 計画的な採用等により、法人の特性にあった専門性の高い事務職員の確保に努める。</p>
	(2) 評価制度の構築 法人業務の質の向上を図るため、職員的能力・業績を適正に評価する制度について研究し、制度を構築する。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 人材の確保 ア 教員											
(ア) 裁量労働制の導入など教員の勤務実態にあった働きやすい環境整備により、教員の確保を図る。						63	<p>(ア) 教員を対象とした裁量労働制度を導入する。</p> <p>(イ) 教員の選考については、選考基準と方針に沿って推薦し、採用決定する。</p> <p>(エ) 県内の保健医療福祉施設の看護職者を教員に採用し、適切な時期に戻ることができる交流人事制度の開発を進める。</p> <p>(オ) 非常勤講師については、その専門性を審査し的確に配置し、教育効果を挙げていく。</p>	<p>(ア) 大学運営の実態に合わせ、教員を対象とした裁量労働制を導入し、教員が働きやすい環境づくりに努めた。</p> <p>(イ) 教員を採用する際の基準等を明確にした。</p> <p>(エ) 県内施設の看護職者については、施設の現状を踏まえて引き続き探ることとした。なお、県教育委員会との間で、養護教諭の人事交流を協議し、受入れについての覚書を締結した。</p> <p>(オ) 非常勤講師の選出については、教務委員会や教養・専門関連科目運営委員会において教育実績などの審査を行い、適切な</p>	III		

						(カ) 教員確保のために、本学大学院看護学研究科での人材育成を通して、計画的に育成する。	配置を行った。 (カ) 本学教員を大学の教育体制を確認しながら、計画的に大学院に就学させた。修士課程2名、博士課程5名が就学している。			
(イ) 育児休業や欠員等に対する期間限定の任期付雇用制度を設ける。					64	(イ) 育児休業など欠員の生じた専任教員については、教員の任期付雇用制度を整備するなど速やかに補完できる体制をつくる。	(イ) 退職や育児休業等への早期の対応のため、教員の任期付雇用制度を創設し、学生の実習などを補うとともに、教員の業務の軽減を図った。 [教員の任期付雇用] 3名 任期1年間	III		
イ 事務職員										
(ア) 事務職員人事適正化計画を作成し、法人職員を順次採用し、より高い専門性を持つ職員構成とする。					65	(ア) 事務職員人事適正化計画を作成する。  (イ) 平成24年度採用を目指し、法人採用職員の募集方針を検討する。	(ア) 事務職員プロパー職員採用計画を作成し、平成24年度から法人プロパー職員を採用する。  (イ) 平成24年度採用に向けて、採用職種及び所属を決定するなどの募集方針を検討した。	III		
(イ) 法人職員の計画的な採用を確実に実行するため、現行の事務局体制により法人採用職員に適切に繋げていく運営の基盤をつくる。					66	(ウ) 法人採用職員への移行が計画的に進むよう、事務処理を承継できる体制を整備する。	(ウ) 会計処理の疑義事項を、総務企画課の職員が共有できるよう、大学ネットワークを活用して事務職員の共有フォルダ内に掲示し、今後採用するプロパー職員に対する会計事務処理業務承継の基盤づくりとした。	II		
(2) 評価制度の構築										
職員の能力・業績に関しては、公正で、かつ、透明性の高い評価方法の仕組みを検討し、適切な評価制度を構築する。					67	ア 評価基本方針の検討を行う。	ア 職員評価制度導入への準備として、教員の昇任基準に、業績、学位、教育経験、実践経験に加	III		

							<p>イ 教員の業績評価は、本学の理念と目的への貢献度を含めて行う。</p>	<p>えて、大学運営への協力度を追加した。</p> <p>イ 上記昇任基準については、大学運営や県内社会貢献度を加味した基準とした。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 実施体制の充実 適正に事務組織を構成し、事務職員を配置するなど、法人業務の特性を踏まえた事務実施体制を構築する。
	(2) 事務職員の育成 業務運営の充実及び効率化を図るため、事務職員の研修の充実など能力開発や人材育成に努める。
	(3) 事務の効率化 事務の集約化・簡素化と適正な配分等により、事務処理の効率化を推進する。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 実施体制の充実											
ア 教育研究の特性を踏まえて大学の事務組織としての専門性を高め、より効果的な体制をつくる。						68	ア 事務局長を中心とした運営体制を確立する。  イ 従来から開発してきた手法等を承継し、これを発展させ、業務の継承性を担保した体制を構築する。	ア 法人事務局長が大学の学務研究部長を兼務し、法人及び大学の運営体制を強化した。	II		
イ 理事会等の諸活動、外部諸機関との連携を円滑に行う法人事務局の体制を確立する。						69	記載事項なし	/			
(2) 事務職員の育成											
事務職員の基礎的、専門的な能力向上を図るため、体系的な職員研修体制を整備する。						70	ア 業務研修は、OJTを中心とした実施体制を充実させる。  イ 教員と事務職員による学生への対応能力を向上させる。	ア 日常的な対応の中で、それぞれが担う業務指導を随時行った。  イ 業務改善の取組の中で、学生目線に拠った対応や冊子の作成などの能力を向上させた。教員については、FD委員会が中心となって学生の特性にあった指導方法等をテーマに研修会を行	II		

							<p>ウ 短期雇用職員の育成は、県派遣職員のリーダーシップにより実務実施過程で行い、有効な事務実施体制を確立する。</p>	<p>った。  [FD 研修会] H22. 9. 15 開催  教員 49 名参加（再掲）</p> <p>ウ 契約職員等については担当する業務について、県派遣職員が主体的に助言指導を行い資質の向上に努めた。</p>			
(3) 事務の効率化											
ア 大学の特性に適合した会計制度を構築し、各種事務処理手順の効率化を図る。					71	<p>ア 決裁手続・文書処理を含め、事務処理方法の効率化を推進する。</p>	<p>ア 県で採用されている節単位の予算統制を廃止し、事業目的別による予算体系を採用し、弾力的な予算執行ができる予算執行制度を構築した。</p> <p>授業料については、従来の振込制度を見直し、口座振替制度を導入し、収納事務の効率化を図った。</p>	III			
イ 事務処理マニュアルの整備及び業務フローの見直しを進め、事務手順の合理化を図る。					72	<p>イ 新しい会計制度を検証し、改善を図る。</p> <p>ウ 給与事務のアウトソーシングを実施する。</p>	<p>イ 購入依頼書については、事前伺いの位置づけではなく、契約額、契約先までを確定した書類とする等 4 月に作成した会計業務フローを見直し、会計処理の改善を図った。</p> <p>ウ 給与事務のアウトソーシングを実施するとともに、給料改定が行われても、直ちに仕様を見直し、給与事務の円滑化を図った。</p>	III			

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>教育研究活動を円滑に実施するため、学生及び職員の健康の確保及び事故、犯罪、災害等の発生の未然防止に努める。</p> <p>また、健康を脅かす事案や事故等が発生した場合に迅速に対処できる危機管理体制を整備する。</p>
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) リスクマネジメントの基本方針と体制の確立											
ア リスクマネジメントに係る基本方針を作成し、危機時の対応方法を明示する。						73	イ 危機管理マニュアルの策定や研修を通じて、学生及び職員の安全・安心の確保など危機管理に対する職員の意識の向上を図る。	イ 危機管理事案毎の対応体制、対処法の指針として、危機管理対策の基本方針を策定した。	III		
イ 安全管理の課題把握を確実にを行い、これに基づく予防対策の推進、課題発生時の対応体制の充実を図る。						74	ア 学生及び職員等の安全・安心環境づくりのために、課題把握と対策の早期履行体制を確立する。	ア 学生や職員の健康及び安全管理に係る課題を適切に判断し対応するために、法人に健康・安全管理特別会議を設置した。	III		
(2) 安全環境の確保と指導											
ア 学生、職員等にかかわる日常の安全環境の確保、防犯、防災や不適切な勧誘への対策・指導を充実させ、学内外に及ぶ安全を確保する。						75	<p>ア 学内の日常的警備・定期点検を充実させ、学内諸施設・設備における危険箇所の早期発見及び安全性の維持に努める。</p> <p>イ 新入学時ガイダンスの一貫として行う全学防災訓練を学生・職員の協働で実施し、防災意識の向上に努める。</p> <p>ウ 防犯・交通安全講話等を適時開催する。</p>	<p>ア 警備員の夜間巡視を強化するとともに、学内の通路の歪みを発見し、速やかに修繕するなど学内の安全確保に努めた。</p> <p>イ 地元消防署の協力のもと、学生、教職員だけでなく、学内業務従事者を含め、全学的な取組として消防訓練を行った。</p> <p>[消防訓練] 実施日 H22. 6. 2 参加者 313名</p> <p>ウ 学生がマルチ商法の被害に遭わないよう、「若年消費者被害未</p>	III		

							<p>然防止セミナー」を開催した。</p> <p>学生に薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについて理解を深めるための「薬物乱用防止セミナー」を開催した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セミナー名</th> <th>開催日</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若年消費者被害未然防止セミナー</td> <td>H22. 10.14</td> <td>64名</td> </tr> <tr> <td>薬物乱用防止セミナー</td> <td>H22. 12.2</td> <td>48名</td> </tr> </tbody> </table>	セミナー名	開催日	参加者数	若年消費者被害未然防止セミナー	H22. 10.14	64名	薬物乱用防止セミナー	H22. 12.2	48名			
セミナー名	開催日	参加者数																	
若年消費者被害未然防止セミナー	H22. 10.14	64名																	
薬物乱用防止セミナー	H22. 12.2	48名																	
イ 地元教育委員会、警察署など地域関係者と適切な連携体制を確立する。				76	エ 教育委員会や警察署の不審者情報を利用して、防犯対策に努める。	エ 羽島市教育委員会から不審者情報を受けて、直ちに学内に掲示するなどにより情報提供し、防犯対策に取り組んだ。	III												
(3) 健康危機管理と対策																			
ア 学生、職員など全学的に各種感染症の予防指導を推進する。					77	<p>ア 国・県・近隣の学校感染症等の情報を把握し、学校感染症など健康危機発生予防と発生時の対応方法の充実を図る。</p> <p>イ 学生への対応については、本学の学校感染症フロー図に沿って対応する。</p>	<p>ア 学生及び教職員の健康及び安全管理にかかわる課題について適切に判断し対応していくために、健康・安全管理特別会議を設置し、平成23年1月のインフルエンザ流行時に罹患した学生37人に対して適切に対応した。</p> <p>イ 学校感染症が発生した場合の、罹患人数に応じた対策や出席停止者への対応方法の方針を作成した。</p>	III											
イ 問題発生時には、健康危機管理の組織的な取り組みができる体制を整備する。					78	ウ 危機管理時における校医との協力体制を充実させる。	ウ 健康管理室の保健師が、学生から学校感染症罹患届があった場合、速やかに学校医に報告す												

								るとともに、上記学校感染症対策の方針作成にあたり、専門的立場から確認を依頼するなど校医と連携を図った。 [報告件数] 38件	III		
(4) 情報セキュリティポリシーの確立 情報セキュリティを確保するため基本方針の策定、研修の実施により、情報資産の管理体制を確立する。					79	ア 情報セキュリティに関する最新の情報提供を行い、職員・学生等への啓発を継続的に行う。  イ 情報セキュリティに係る本学に相応しい基本方針の策定に向けた取組みを行う。	ア 学生に配付する学内LANの手引きを改訂し、USBメモリー感染型ウィルスへの対処法等セキュリティに関する内容を充実させた。  イ 法人が実施する情報セキュリティ対策の基本事項を定めた情報セキュリティ基本方針案を策定し検討を行うとともに、情報セキュリティ対策基準や外部記録媒体の管理及び利用に関する要領を定めるなど、法人の情報セキュリティの対策に取り組んだ。	II			

○ 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 連携協力委員の設置

公立大学法人への移行を契機に、法人運営の業務実施のため教授会から連携協力委員を派遣する体制を整備した。連携協力委員は法人が主催する各対策会議に出席し、法人の業務運営に携わるとともに、教授会に活動内容を報告する役割を担っている。この連携協力委員制度は、法人と大学の運営の円滑化に大きく寄与している。

(2) 看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会の開催

大学における看護の人材育成とその活用等に関して県内の看護職の意見や現場での課題を把握し、大学運営に生かすため、「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」を開催し、看護人材の育成や活用に関することや看護職の資質向上に関して、委員から意見を拝聴した。

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 教員の任期付雇用制度の創設

公立大学法人への移行により、看護大学の教員は全て非公務員となり、地方公務員法の体系にとらわれない柔軟な雇用形態、給与、勤務時間体系の導入が可能となったことから、教員の欠員や育児休業等で教員が不足しても、教育の質の低下を招くことのないよう教員の任期付雇用制度を創設した。

(2) プロパー職員の採用計画の作成

公立大学法人への移行を契機に、大学運営の特殊性や専門性に精通した事務職員を育成するとともに、業務遂行能力の高度化を図るため、事務職員のプロパー化を推進する観点からプロパー職員採用計画や採用方針を作成した。

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟な予算編成

法人の予算編成にあたっては、公立大学法人への移行を契機に、これまでの県のルールによる事業別節別の予算編成を改め、事業別の枠予算執行を採用することで、同一の事業内であれば柔軟に予算が執行できる制度とした。

運営費交付金の効率化対象外経費など個別に積算を行う必要がある経費を除いた継続的な事業については、個別の予算要求資料の作成を省略し、新規又は増額が必要なものに限り予算査定を行うことにより、限られた人員、時間の中で効率的な予算編成とした。

(2) 授業料の口座振替の実施

授業料の納付にあたっては、従来の振込に加えて金融機関からの口座振替も可能とするなど、法人移行による学生の振込手数料の負担軽減を図るとともに、収納事務の効率化を図った。

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

(1) 学校感染症対策

インフルエンザ等の学校感染症が発生した場合、発生時の対応や拡大防止対策を検討するために、法人に健康・安全管理特別会議を設置した。

平成23年1月に流行したインフルエンザについては、健康状況調査の実施、出席停止者への対応、試験の取扱を検討するとともに、欠席率が2割を超えた学年について学年閉鎖を行い、適切に対処した。

(2) 安全環境の確保

警備員の夜間巡視の強化をはじめ、地元教育委員会からの不審者情報を利用して、防犯対策に取り組んだ。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 外部資金の獲得 科学研究費補助金など外部資金の獲得に努める。 (2) その他自己収入の確保 施設の有効活用について検討を行い、適正な使用料収入の確保に努める。
------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証							
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等						
(1) 外部資金の獲得																	
文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の採択率向上への対策等を行い、獲得に向けた申請を積極的に行う。						80	ア 科学研究費補助金等の確保に向けた対策を行う。  イ 外部研究資金に関し、本学で取り組むに相応しい情報を収集し、教員に情報提供する。	ア 科学研究費補助金申請に向けて、学長及び学部長による申請書の点検を行い、採択率の向上を図った。 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr> <td>年度</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>採択率</td> <td>43.8%</td> <td>55.6%</td> </tr> </table> 受託研究規程を制定するなど受託研究制度の整備を図った。 イ 外部資金の公募状況について、看護・保健に関する情報を振り分け、学部資金に関する公募情報を作成するとともに、共有フォルダに掲示し、教員に情報を提供し、外部資金の獲得に努めた。	年度	H22	H23	採択率	43.8%	55.6%	III		
年度	H22	H23															
採択率	43.8%	55.6%															
(2) その他自己収入の確保																	
ア 学外者に対し、教育研究に支障のない方法で施設等を実費など適正な料金で開放する。						81	ア 貸出可能な施設と適正な料金の検討を行う。	ア 大学施設使用の有料化の検討を行い、平成23年4月から学外者の大学施設使用を有料化することを決定し、混乱を招かないよう事前に関係者に対して周	IV								

								知に努めた。			
イ 財務内容により教育研究のサービス低下に繋がることのないよう、受益者負担の原則に基づく利用者の応分の負担を検討する。					82	イ 大学の教育研究の質を保証するため、自主財源の確保について検討する。	イ 科学研究費補助金の獲得により、間接経費収入の増加を目指して、学長・学部長による点検や科学研究費補助金申請に向けた研修会を開催するなど、採択率の向上に取り組んだ。(再掲) [科研費の申請に向けた研修会] H22.9.6、9.8開催 教員51名参加 (再掲)	III			



2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

中期目標	職員のコスト意識の改革や事務処理の効率化等により、法人運営経費の抑制に努める。
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 役員及び職員の経営感覚やコスト意識を高める。						83	(1) 執行状況に応じて、予算を適正に配分する。	(1) 公立大学法人岐阜県立看護大学会計規程に基づく予算流用制度を構築し、増額予算が必要となる理由を審査するなど、適正な予算配分を行った。 教員会議において、次年度の予算編成方針等を明示することにより、職員に対するコスト意識の高揚を図った。	III		
(2) 管理的経費の削減を図る。						84	(2) 全学的な共通認識の下に、合理的な運営の試行を重ね、経費抑制に努める。	(2) 光熱水費などの使用状況を職員に周知し、さらなる削減を求めた。 パソコン購入について、インターネット限定で販売されている機種を安価で購入できるよう、インターネットによる購入を行った。 [経費削減額] 99,986円(パソコン2台)	III		

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

中期 目標	適正な資金管理を行い、資金の安全かつ効率的・効果的な運用に努める。
----------	-----------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
資金については、運用基準を定め、安全かつ効率的な運用を図る。						85	資金の管理方針や運用基準を作成する。	公立大学法人岐阜県立看護大学 資金管理方針を策定するとともに、この資金管理方針に基づいて、 資金運用の手続等を定めた資金運用 基準を作成した。	Ⅲ		

○ 財務内容の改善に関する特記事項

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1)外部資金の確保

文部科学省科学研究費補助金の獲得に向けて、学長や学部長による申請書の点検に加えて、研究計画書の作成について教員間で検討するための「科学研究費補助金申請に向けた研修会」を実施した。

(2)大学施設使用の有料化

大学の施設については施設の本来の用途又は目的を妨げない場合において、法人の職員及び学生以外の者に対して無償で使用を許可していたが、公立大学法人への移行を機に、施設の有効利用及び収入の確保を図る観点から、施設等使用料を徴収することを検討し、平成23年4月から施設使用の有料化を実施した。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1)経費執行の上限額の設定

平成22年度の予算執行については、各事業に配分された予算額の95%以内を目標とする方針を決定し、この趣旨の周知徹底を図るために教授会で説明し、全学的な経費の抑制に努めた。

3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

(1)資金管理方針等の策定

法人における資金の管理や運用に関する基本方針を定め、法人の資金の適正かつ効率的な管理や運用を図るため、経営審議会や理事会での審議を経て、資金管理方針を策定した。

また、この資金管理方針に基づいて、資金の運用方針、運用対象、運用手続を定めた資金運用基準を定めた。

平成23年度中に、この方針や基準に基づき余裕資金の運用を予定している。

第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置  
 1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

中期目標	教育研究活動及び法人運営について、定期的に自己点検及び評価を行うとともにその結果に基づく改善措置を実施する。 また、自己点検及び評価の結果を定期的に公表する。
------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 毎年度末に、自己点検・評価結果に基づく改善措置を計画し、次年度の取組みとして推進する。						86	(1) 教学組織である教授会及び研究科委員会並びに法人組織において自己点検評価体制を確立し、本学の掲げる目標の達成に向けて自己点検評価を行う。	(1) 大学においては自己点検評価委員会、法人においては事務局で、それぞれ教育研究又は法人運営に係る現状、点検評価、改革に向けた方策等についての自己点検評価を行った。	III		
(2) 機関別認証評価については、7年毎に財団法人大学基準協会を受審する。						87	(2) 第2回目の機関別認証評価(財団法人大学基準協会)を受け、指摘事項の改善措置を実施する。	(2) 財団法人大学基準協会による大学評価を受審し、平成23年4月1日付けで同協会の大学基準に適合していると認定された。 なお、助言を受けた事項については、大学院の学位授与方針を見直し、また、大学院担当教員の資格基準を明記するなどの改善を図った。	III		

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

中期 目標	県民に対する説明責任を果たすため、法人の諸活動の実績等について適切な方法で公表し、法人運営の透明性を図る。
----------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 本学の研究紀要等の研究成果物はホームページ上でも公表する。						88	(1) ホームページに「法人情報」を設け、中期目標、中期計画、年度計画、財務運営状況、法人運営状況等を公表する。	(1) 大学ホームページに、県の中期目標、法人の中期計画及び年度計画など法人の運営状況を公開した。	III		
(2) 法人運営の透明性を進め、県民に対する説明責任を果たすため、財務諸表等のほか、大学の運営状況についても、ホームページで公表する。						89	(2) 教育研究活動については、各種報告書など成果物の公表を継続するほか、臨地実習施設・共同研究施設の公表を行う。	(2) 本学ホームページに、平成22年度共同研究・看護実践研究指導事業のテーマ一覧や岐阜県立看護大学紀要を公表するとともに、学校教育法施行規則等の一部改正に伴い、平成23年4月から教育機関として、必要となる教育情報の公開ができるよう準備を行った。	III		

○ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

(1) 大学評価の受審

財団法人大学基準協会の大学評価を受審し、評価の結果、同協会が定める大学基準に適合していると認められた。(認定期間：平成23年4月1日から平成30年3月31日までの7年間)

(2) 自己点検評価の実施

看護学部では、地域基礎看護学領域、機能看護学領域、育成期看護学領域、成熟期看護学領域、看護研究センター、大学の各委員会等が各々自己点検評価を、大学院研究科委員会では、各運営担当が自己点検評価を実施するとともに、法人においても事務局が各対策会議の自己点検評価を年度単位で実施し、教育研究の質の向上や法人運営状況の把握に努めた。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

(1) ホームページの管理

公立大学法人への移行を契機に、大学ホームページの管理を教員から法人事務局広報担当職員に移管するとともに、内容の更新を速やかに行うことができる体制を構築した。

(2) 教育情報の公表

平成22年6月に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、大学が公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たす観点から教育情報の一層の公表することが求められた。

教育情報の公開にあたっては、公立大学協会が作成した教育情報ガイドラインを参考して、公表が義務づけられた内容が一目で分かるように、以下の項目表示を行うなど、わかりやすい内容で教育情報の公表に努めた。

教育情報の公表項目

- ①大学の教育研究上の目的
- ②教育研究上の基本組織
- ③教員情報
- ④入学、卒業後の進路の状況
- ⑤授業に関すること
- ⑥学習の評価、卒業認定基準等
- ⑦教育研究環境
- ⑧授業料、入学科その他の費用

⑨学生支援

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

中期目標	良好な教育研究の環境を確保するため、法人の施設・設備の計画的な維持管理を行うとともに、有効活用を図る。
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 本学の理念と目標に向けた図書館の蔵書充実にを図る。						90	(1) 図書の長期整備計画の策定について検討する。	(1) 開学10年を経過した図書館の収蔵状況を見直し、図書館の収蔵及び廃棄について検討し、今後の計画的な収蔵に向けた取組を開始した。	III		
(2) 施設の整備については、中長期的な計画を策定する。						91	記載事項なし				
(3) 施設、設備等の適切な維持管理を行い、有効な活用を図る。						92	(2) 施設の活用状況を調査する。	(2) 大学施設の有料化にあたり、平成21、22年度の体育館、テニスコート、講義室など教育関連施設の活用状況を調査し、大学施設使用の有料化の検討資料とした。 消防設備、エレベーター設備、空調設備等の保守点検を定期的に行い、施設の適切な維持管理を行った。 教員のパソコンの新規導入に伴い、旧パソコンを大学院研究室、就職・進路支援室等に再配置し、有効活用を図った。	III		





(3) 研究費を含む経費の不正使用を防止する。					95	(4) 研究費の不正使用を防止するため、「不正防止計画」を策定する。	(4) 「教育研究費の不正防止計画」を策定するとともに、教授会で教員に対して周知した。	Ⅲ		
-------------------------	--	--	--	--	----	------------------------------------	---	---	--	--

3 環境の保護に関する目標を達成するための措置

中期 目標	環境保護や省エネルギー化を推進し、環境に配慮した法人運営を図る。
----------	----------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 環境に配慮した省エネルギー計画を作成し、積極的に進める。						96	(1) 省エネルギー対策について、職員の共通認識の下に有効な方法を選択し、計画的に取り組む。	(1) 冷暖房の適正な温度設定（冷房28℃、暖房18℃設定）や研究棟や管理棟の不要な照明の消灯など、省エネルギーに取り組んだ。	III		
(2) 本学にふさわしい環境の保護に関する基本方針を策定する。						97	(2) 環境に関する自主的な取り組みを推進できる組織を設置する。	(2) 法人に環境対策会議を設置し、省エネ対策、冷暖房対策などの環境対策に取り組むための検討を行った。	III		

○ その他業務運営に関する特記事項

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

(1)施設の維持管理等の懸案事項に対する助言

開学から10年を迎えて施設設備の老朽化が目立ってきており、法人に技術職員がいないため、県公共建築住宅課に職員の派遣を求め、建築、電気、機械担当の技術職員と打合せを行い、雨漏対策、電気設備の修繕・更新、入退室管理システムの更新等についてアドバイスを受けた。

(2)パソコンの有効活用

学内のパソコンについてはトータル管理を行うとともに、教員用パソコンの更新により使用しなくなったパソコンを開学当時から配備されていた大学院研究室、食堂、自治会室等のパソコンに再配置し、学生がより快適に学内のパソコンを利用できるなど設備等の有効活用を図った。

2 倫理に関する目標を達成するための措置

(1)ハラスメント防止のための啓発活動の推進

本学が掲げるキャンパスハラスメント防止の基本理念は、個人としての尊厳と人格の尊重を持って相互に信頼しあう関係の中で実現するものであり、男女の区別、地位や立場に関係のない普遍的な人間関係が築かれていることは、すべての人々の基本的人権に基づくものである。この基本理念に基づきキャンパスハラスメントのないキャンパスを実現し継続できるためには、教職員及び学生がキャンパスハラスメントを十分理解し行動することが必要となると考え、構成員の一人一人がキャンパスハラスメントへの理解を深めるための教育・啓発活動を行い、その防止に努めた。

ア 研修会の実施

ハラスメントに対する認識を深めるため、学生及び教職員それぞれに対して外部講師による研修会を実施した。

イ リーフレット作成

啓発用リーフレットを年度当初に学生及び教職員に配付した。なお、学生については年度初めのガイダンスにおいて当該リーフレットを配付し、大学の取組を説明している。

3 環境の保護に関する目標を達成するための措置

(1)省エネルギー対策への取組

これまでは、県の現地機関として県の方針に従って環境対策を行ってきたが、公立大学法人への移行を契機に、法人として独自の環境対策方針を打ち出すために、法人に環境対策会議を設置した。

第6 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
収入		収入		収入	
運営費交付金	4,035	運営費交付金	681	運営費交付金	637
自己収入	1,373	自己収入	230	自己収入	242
授業料等収入	1,295	授業料等収入	217	授業料等収入	224
雑収入	78	雑収入	13	受託事業収入	1
計	5,408	計	911	雑収入	16
				計	879
支出		支出		支出	
業務費	4,814	業務費	808	業務費	773
教育研究経費	1,001	教育研究経費	174	教育研究経費	201
人件費	3,813	人件費	634	人件費	572
一般管理費	594	一般管理費	103	受託事業費	1
計	5,408	計	911	一般管理費	46
				計	821

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

## 2 収支計画

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
費用の部	5,536	費用の部	958	費用の部	862
経常費用	5,509	経常費用	931	経常費用	835
業務費	4,455	業務費	747	業務費	714
教育研究経費	642	教育研究経費	113	教育研究経費	141
人件費	3,813	人件費	634	人件費	573
一般管理費	594	一般管理費	103	一般管理費	46
財務費用	8	財務費用	1	財務費用	0
雑損	0	雑損	0	雑損	0
減価償却費	452	減価償却費	80	減価償却費	73
臨時損失	27	臨時損失	27	臨時損失	27
収益の部	5,536	収益の部	958	収益の部	913
経常収益	5,509	経常収益	931	経常収益	885
運営費交付金収益	3,961	運営費交付金収益	668	運営費交付金収益	629
授業料等収益	1,295	授業料等収益	217	授業料等収益	213
財務収益	0	財務収益	0	財務収益	0
雑益	78	雑益	13	雑益	16
資産見返運営費交付金等戻入	7	資産見返運営費交付金等戻入	0	資産見返運営費交付金等戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	168	資産見返物品受贈額戻入	33	資産見返物品受贈額戻入	25
臨時利益	27	臨時利益	27	臨時利益	27
純利益	0	純利益	0	純利益	50
総利益	0	総利益	0	総利益	50

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

## 3 資金計画

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
資金支出	5,408	資金支出	911	資金支出	882
業務活動による支出	5,050	業務活動による支出	850	業務活動による支出	694
投資活動による支出	73	投資活動による支出	13	投資活動による支出	11
財務活動による支出	285	財務活動による支出	48	財務活動による支出	43
次期中期計画期間への繰越金	0	次期中期計画期間への繰越金	0	次期への繰越金	132
資金収入	5,408	資金収入	911	資金収入	882
業務活動による収入	5,408	業務活動による収入	911	業務活動による収入	882
運営費交付金による収入	4,035	運営費交付金による収入	681	運営費交付金による収入	637
授業料等による収入	1,295	授業料等による収入	217	授業料等による収入	222
その他の収入	78	その他の収入	13	その他の収入	22
投資活動による収入	0	投資活動による収入	0	投資活動による収入	0
財務活動による収入	0	財務活動による収入	0	財務活動による収入	0

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

第7 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1億円  【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	1億円  【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	該当なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

第9 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	該当なし

第10 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置（通し番号63～67）に記載のとおり

3 中期目標の期間を超える債務負担

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

4 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

5 その他法人の業務運営に関し必要な事項

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし